

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3 - 1	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称)			(所在地)							
		岡崎市長 中根 康浩			岡崎市十王町二丁目9番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)															
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	岡崎市上衣文町字下り松	4番1	1184	イ	山林	1.59の一部 (4.07のうち 0.93)	ヒノキ	39	公告した日	15年 (2036. 3. 31)	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照		
2	同上	15番5	1184	イ	山林	1.31 (2.71)	ヒノキ	102	同上	同上	同上	同上	同上		
3	同上	65番1	1184	イ	山林		ヒノキ	58	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
4	同上	65番1	1184	イ	山林		ヒノキ	102	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
5	同上	28番	1184	イ	山林	0.27 (0.71)	マツ類	69	同上	同上	同上	同上	同上		
6	同上	28番	1184	イ	山林		広葉樹	69	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
7	同上	31番1	1184	イ	山林	0.29 (0.65)	ヒノキ	60	同上	同上	同上	同上	同上		
8	同上	31番1	1184	イ	山林		ヒノキ	64	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
9	同上	31番2	1184	イ	山林		ヒノキ	55	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
10	同上	31番3	1184	イ	山林		広葉樹	52	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
11	同上	63番1	1184	イ	山林	0.005 (0.02)	広葉樹	52	同上	同上	同上	同上	同上		
12	同上	63番2	1184	イ	山林	0.002 (0.002)	-	-	同上	同上	同上	同上	同上		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印		
1	岡崎市上衣文町字下り松	4番1	1184	イ	山林	1.59の 一部 (4.07の うち 0.93)	ヒノキ	39						
2	同上	15番5	1184	イ	山林	1.31 (2.71)	ヒノキ	102	—	—	—	—		
3	同上	65番1	1184	イ	山林		ヒノキ	58	—	—	—	—	—	
4	同上	65番1	1184	イ	山林		ヒノキ	102	—	—	—	—	—	
5	同上	28番	1184	イ	山林	0.27 (0.71)	マツ類	69	—	—	—	—		
6	同上	28番	1184	イ	山林		広葉樹	69	—	—	—	—	—	
7	同上	31番1	1184	イ	山林	0.29 (0.65)	ヒノキ	60	—	—	—	—		
8	同上	31番1	1184	イ	山林		ヒノキ	64	—	—	—	—	—	
9	同上	31番2	1184	イ	山林		ヒノキ	55	—	—	—	—	—	
10	同上	31番3	1184	イ	山林		広葉樹	52	—	—	—	—	—	
11	同上	63番1	1184	イ	山林	0.005 (0.02)	広葉樹	52	—	—	—	—		
12	同上	63番2	1184	イ	山林	0.002 (0.002)	—	—	—	—	—	—		
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 岡崎市長 中根 康浩 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) [REDACTED]</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	4番1	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
同上	15番5	1184	イ	
同上	65番1	1184	イ	
同上	28番	1184	イ	
同上	31番1	1184	イ	
同上	31番2	1184	イ	
同上	31番3	1184	イ	
同上	63番1	1184	イ	
同上	63番2	1184	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	4番1	1184	イ	<p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p>
同上	15番5	1184	イ	<p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p>
同上	65番1	1184	イ	<p>(4. 留意事項) ○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p>
同上	28番	1184	イ	<p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p>
同上	31番1	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定されない場合> (1. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
同上	31番2	1184	イ	
同上	31番3	1184	イ	
同上	63番1	1184	イ	
同上	63番2	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

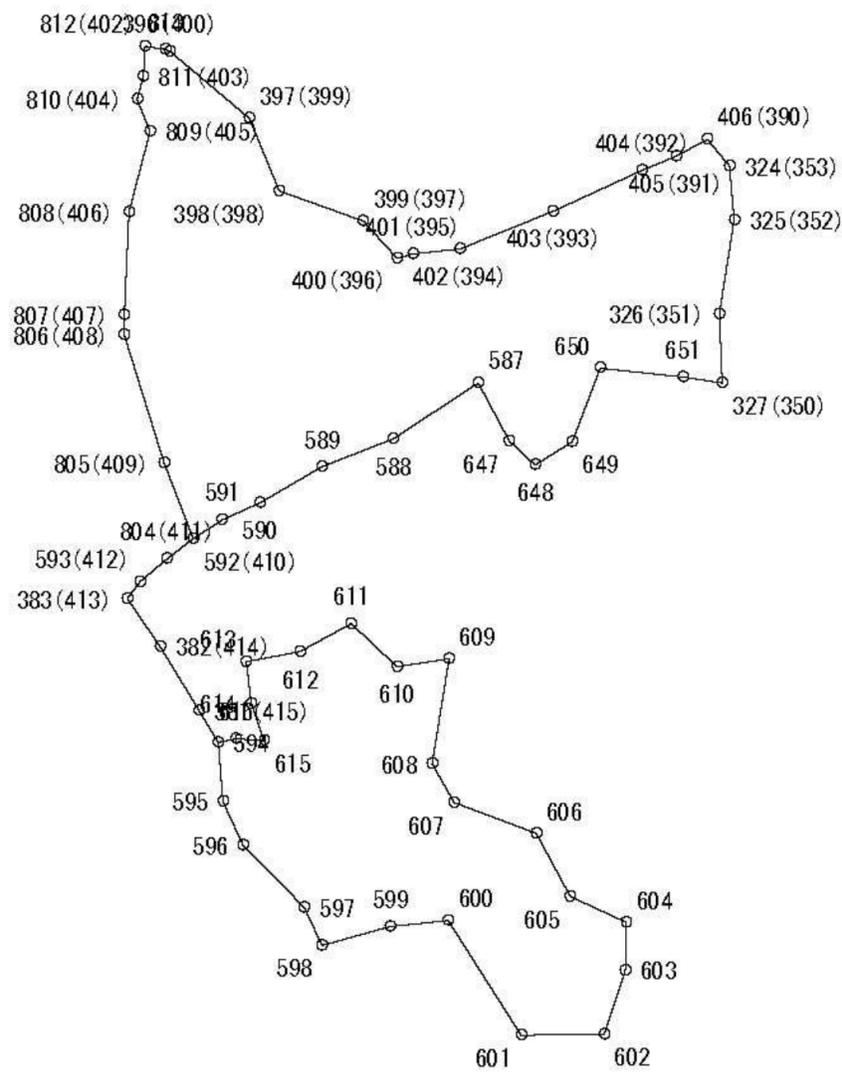
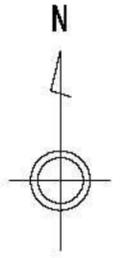
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

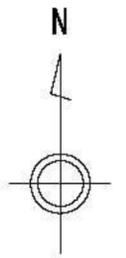
測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松4-1

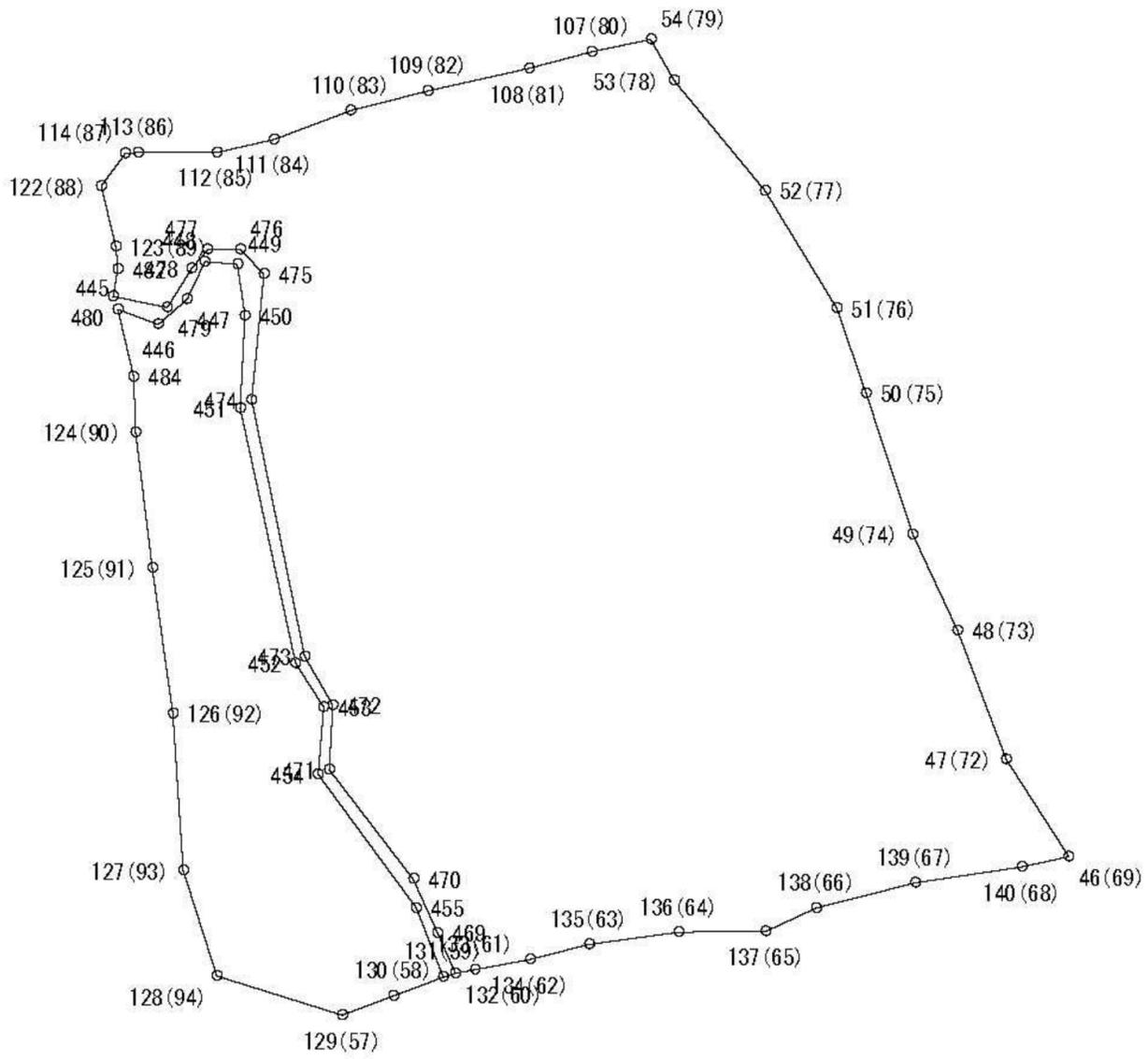
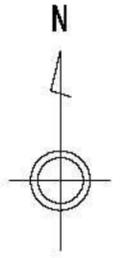
測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松15-5, 65-1

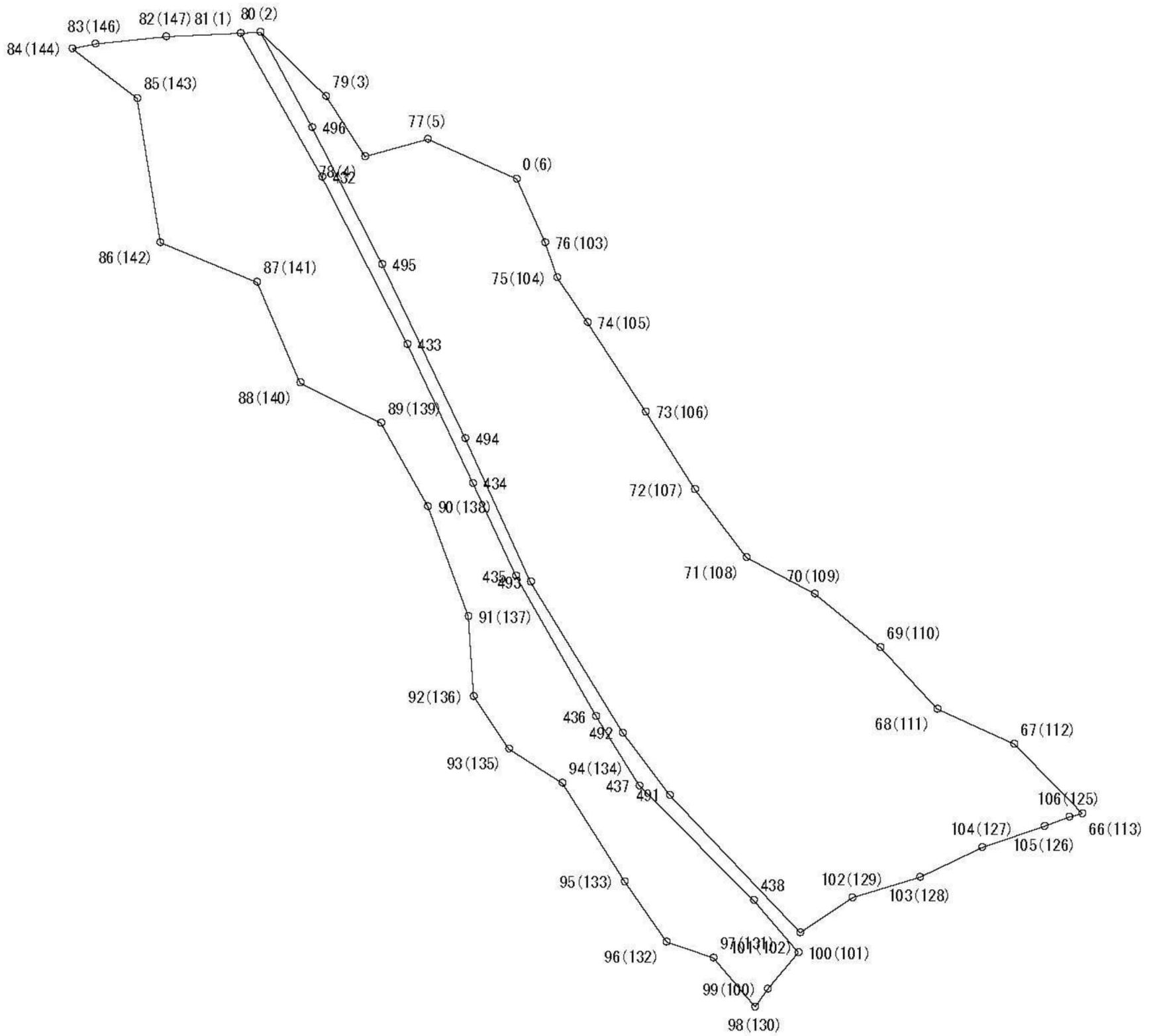
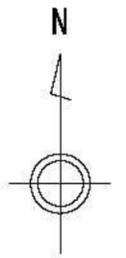
測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松28

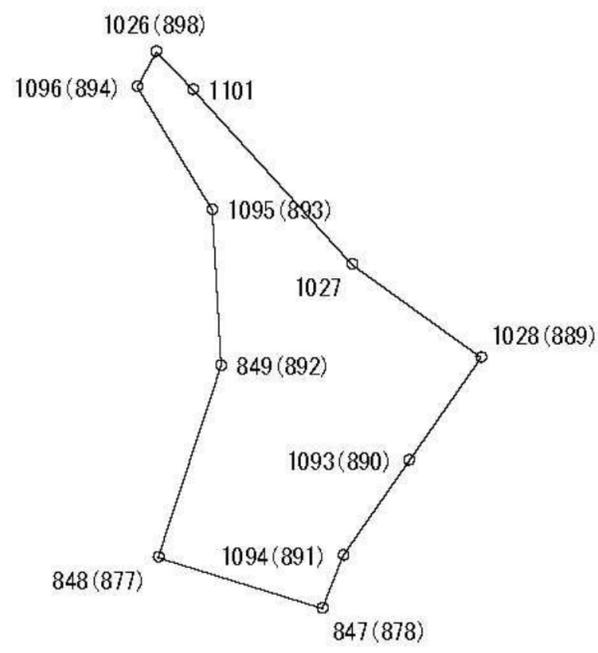
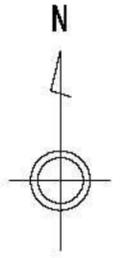
測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松31-1, 31-2, 31-3

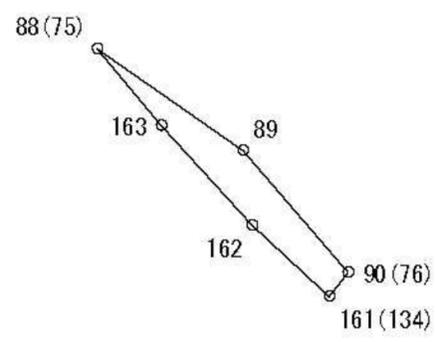
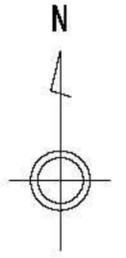
測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松63-1

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松63-2

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3 - 4	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 岡崎市長 中根 康浩				(所在地) 岡崎市十王町二丁目9番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	岡崎市上衣文町字下り松	4番2	1184	イ	保安林	0.60 (0.64)	ヒノキ	55	公告した日	15年 (2036. 3. 31)	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照		
2	同上	4番2	1184	イ	保安林		ヒノキ	73	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	4番2	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	4番2	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

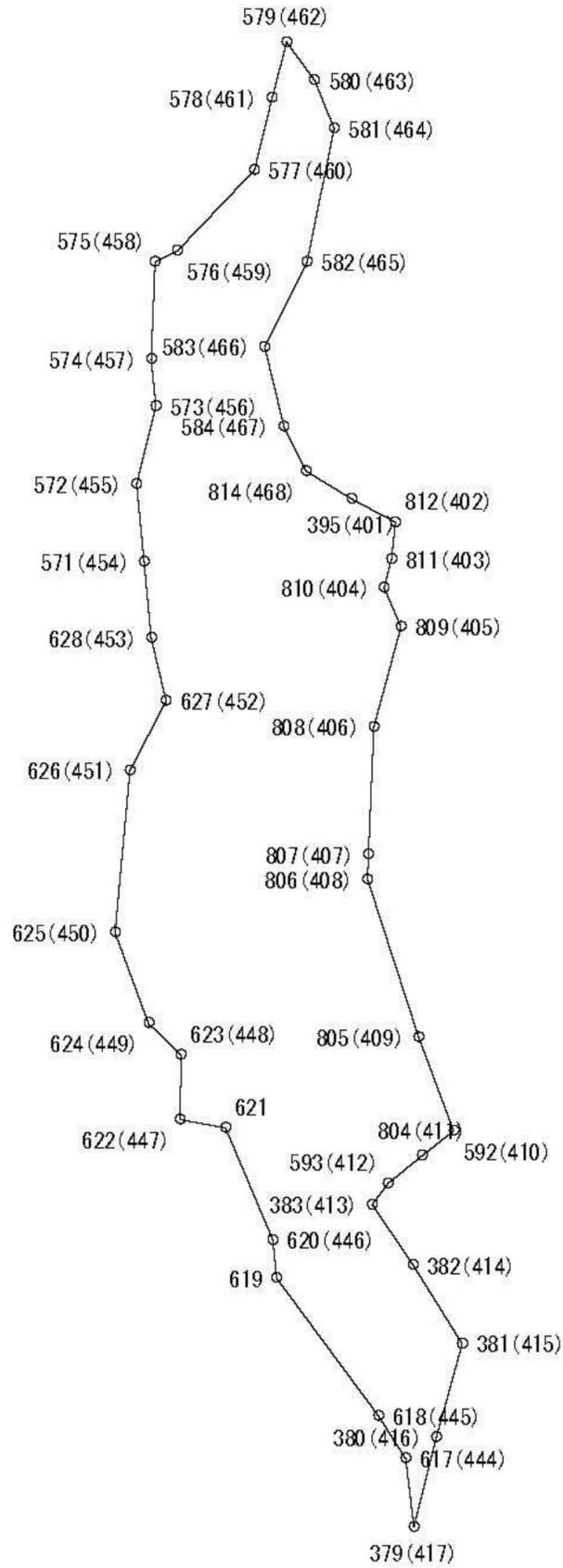
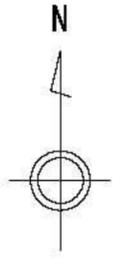
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松4-2

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3-5	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称)		(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)															
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	岡崎市上衣文町字下り松	7番	1184	イ	山林	0.07 (0.10)	広葉樹	59	公告した日	15年 (2036.3.31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
2	同上	8番	1184	イ	山林	0.22 (0.45)	スギ	56	同上	同上	同上	同上	同上		
3	同上	8番	1184	イ	山林		ヒノキ	56	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
4	同上	15番1	1184	イ	山林	0.59 (0.78)	広葉樹	87	同上	同上	同上	同上	同上		
5	同上	16番	1184	イ	山林		スギ	64	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
6	同上	16番	1184	イ	山林		ヒノキ	64	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
7	同上	25番	1184	イ	山林	0.16 (0.37)	ヒノキ	116	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
8	同上	25番	1184	イ	山林		マツ類	116	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
9	同上	29番1	1184	イ	山林	0.20 (0.40)	スギ	58	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
10	同上	29番1	1184	イ	山林		ヒノキ	42	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
11	同上	29番1	1184	イ	山林		ヒノキ	58	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
12	同上	29番1	1184	イ	山林		ヒノキ	77	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
13	同上	29番2	1184	イ	山林		ヒノキ	77	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
14	同上	29番3	1184	イ	山林		スギ	77	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
15	同上	29番4	1184	イ	山林		スギ	77	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知
- 当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (10) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (12) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (13) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (14) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	7番	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
同上	8番	1184	イ	
同上	15番1	1184	イ	
同上	16番	1184	イ	
同上	25番	1184	イ	
同上	29番1	1184	イ	
同上	29番2	1184	イ	
同上	29番3	1184	イ	
同上	29番4	1184	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	7番	1184	イ	<p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p>
同上	8番	1184	イ	<p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p>
同上	15番1	1184	イ	<p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p>
同上	16番	1184	イ	<p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p>
同上	25番	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
同上	29番1	1184	イ	
同上	29番2	1184	イ	
同上	29番3	1184	イ	
同上	29番4	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

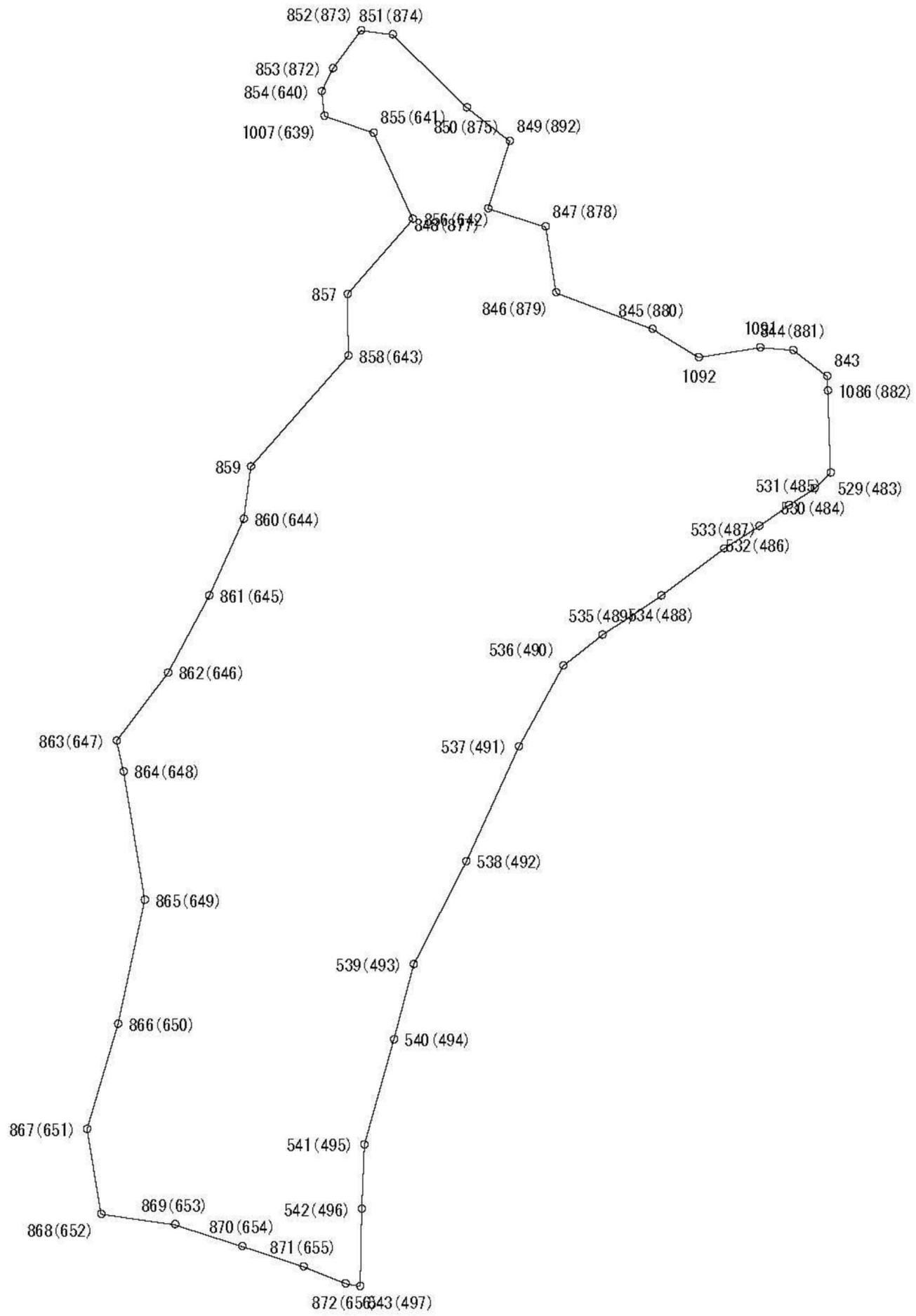
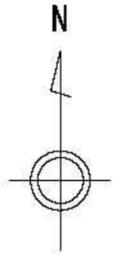
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

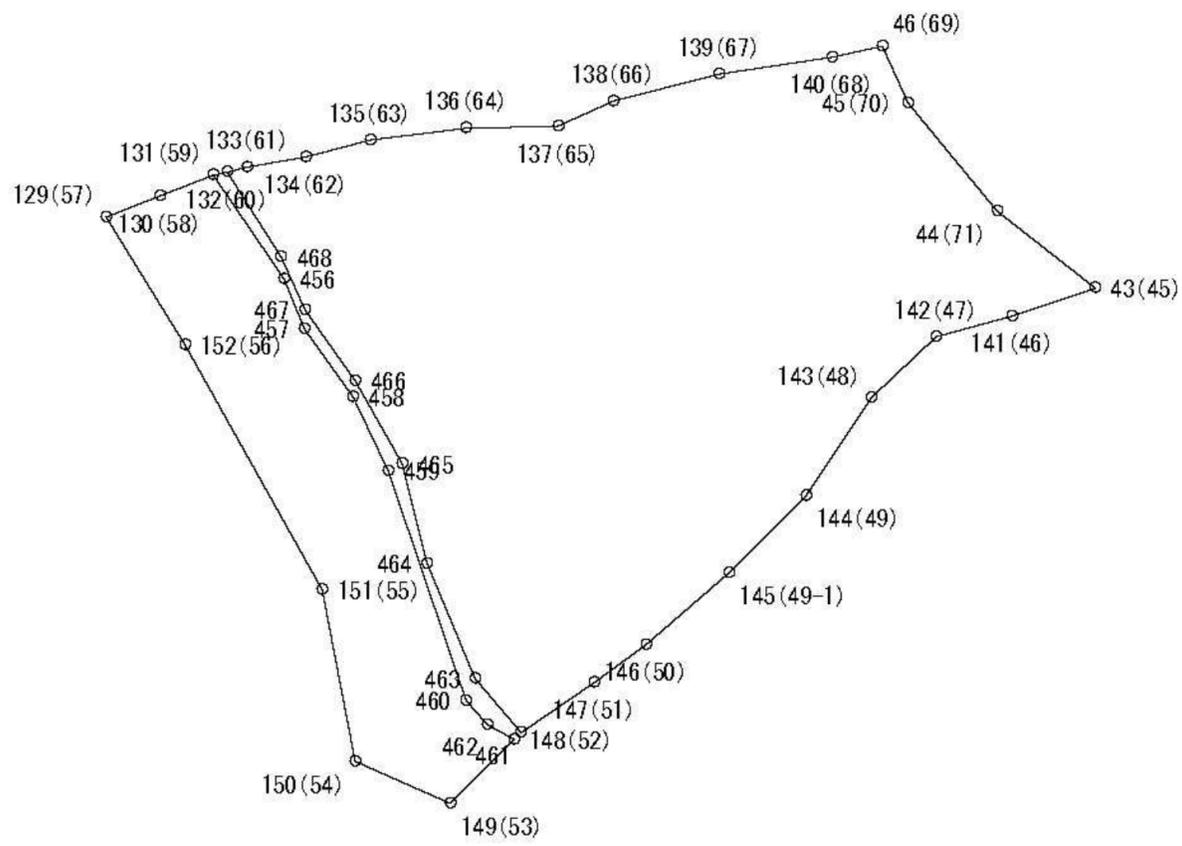
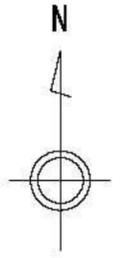
測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松15-1, 16

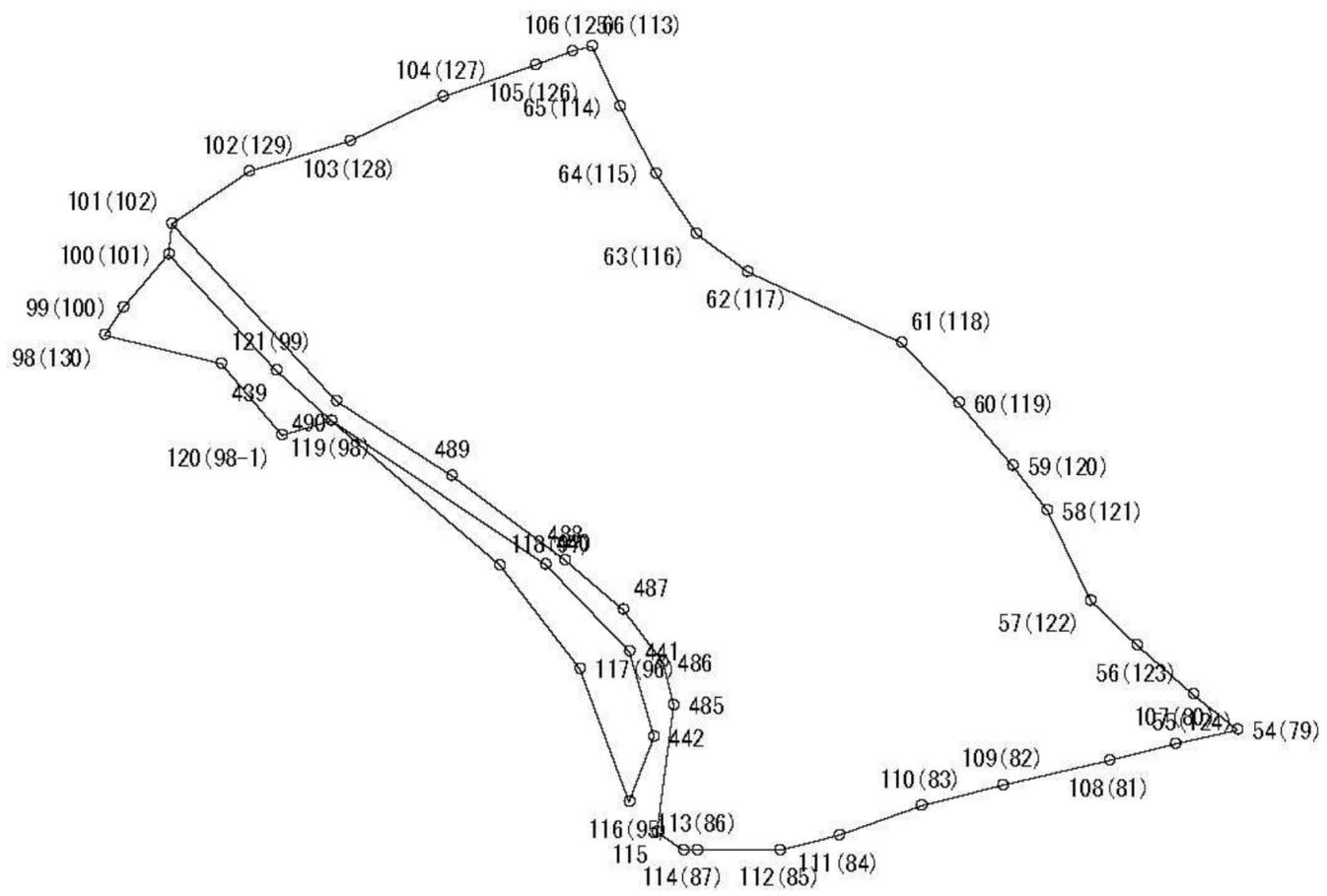
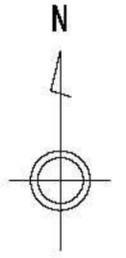
測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松25

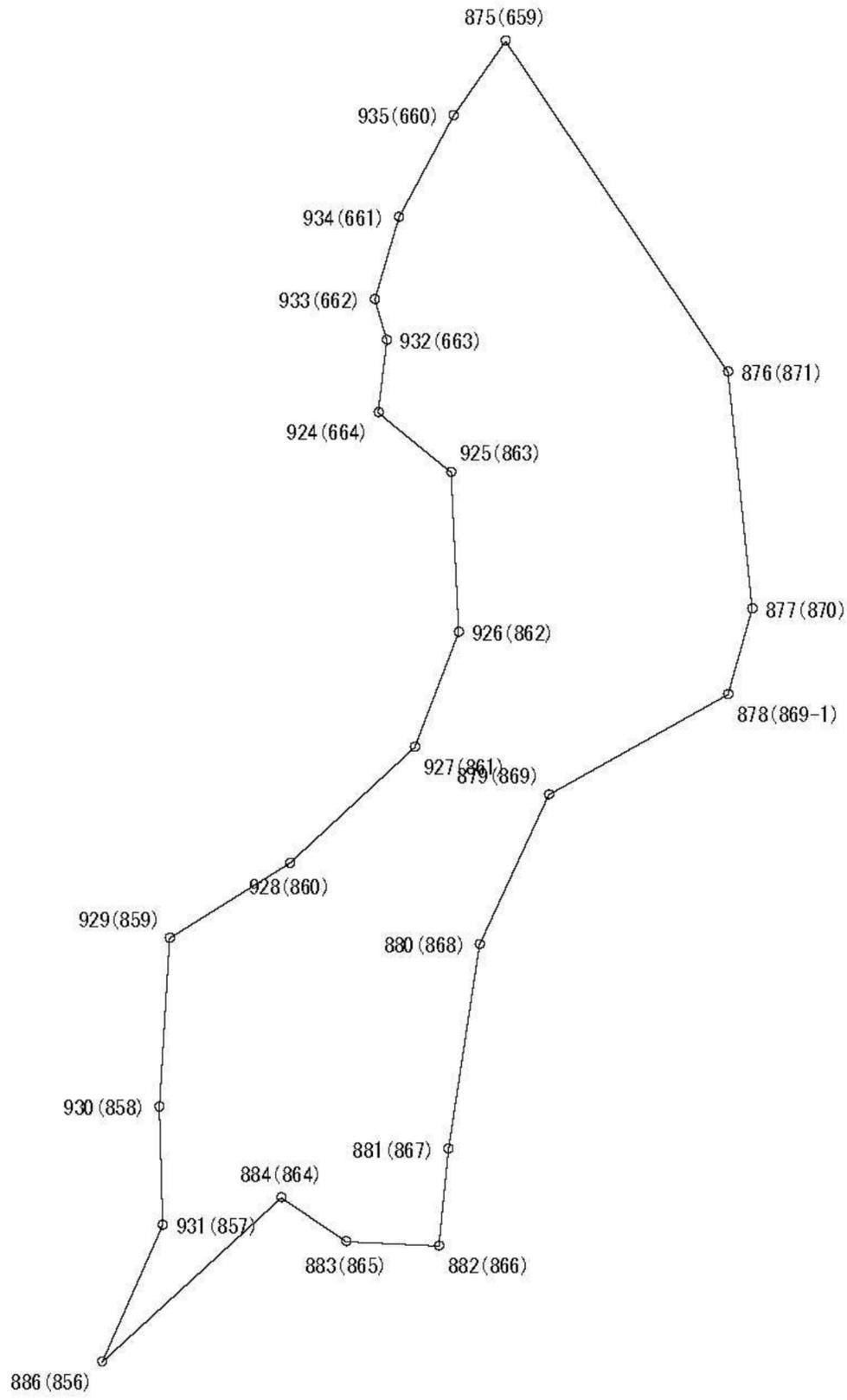
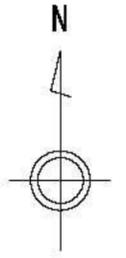
測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松29-1, 29-2, 29-3, 29-4

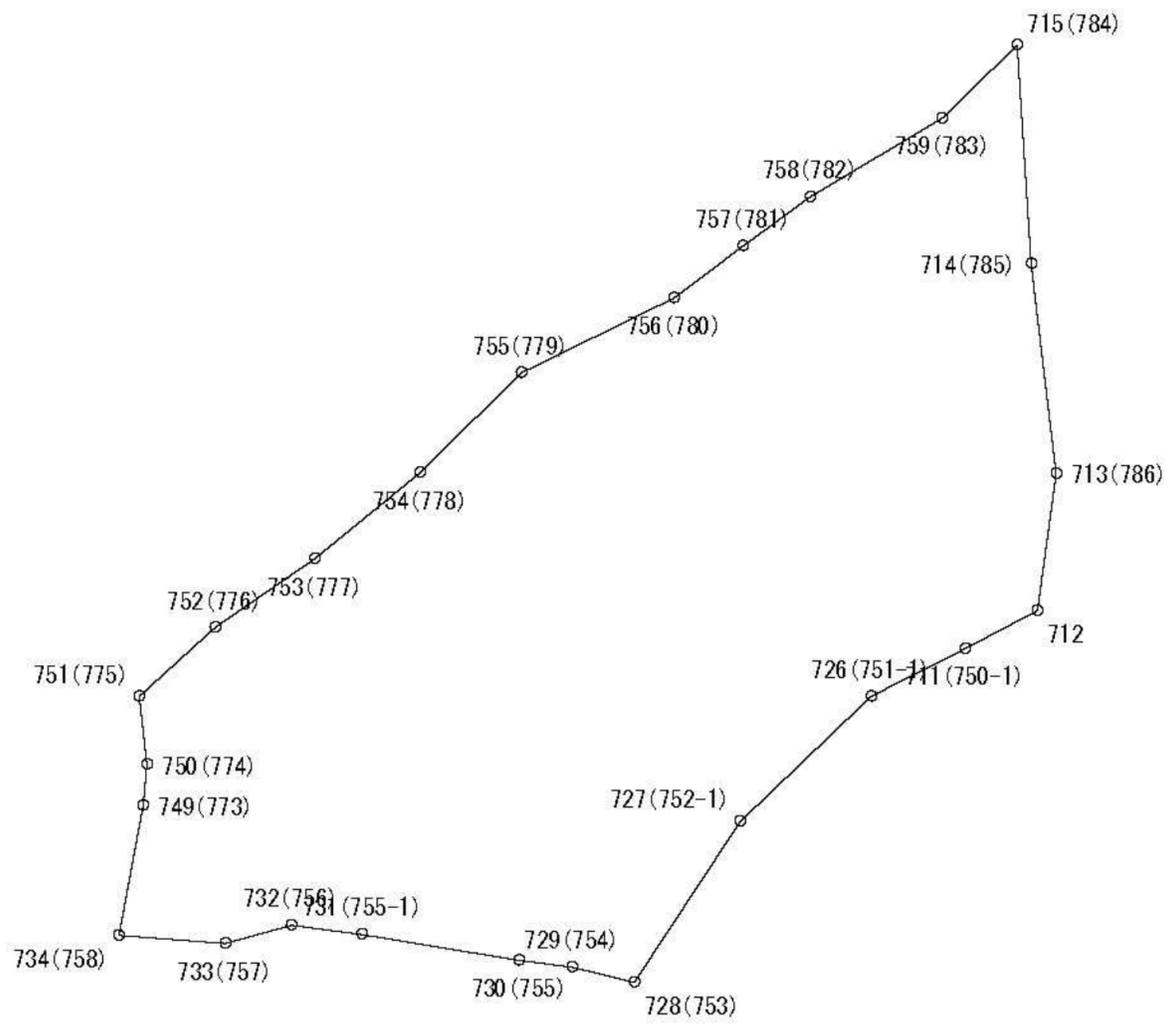
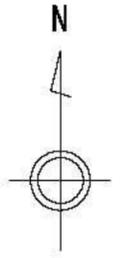
測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松7

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松8

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3 - 6	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 岡崎市長 中根 康浩				(所在地) 岡崎市十王町二丁目9番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	岡崎市上衣文町字下り松	9番	1184	イ	山林	0.43 (0.85)	ヒノキ	56	公告した日	15年 (2036.3.31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
2	同上	9番	1184	イ	山林		ヒノキ	64	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	9番	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	9番	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

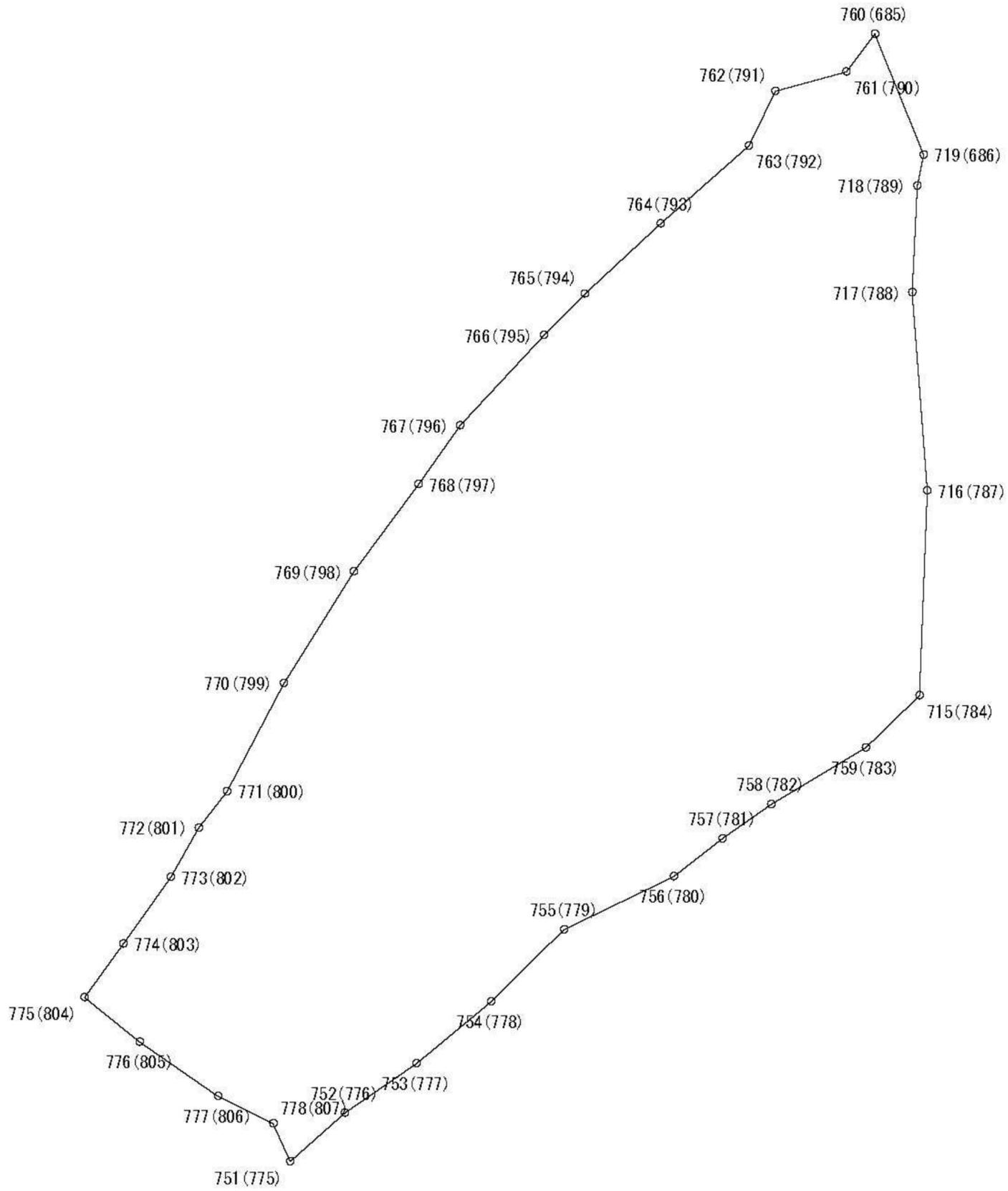
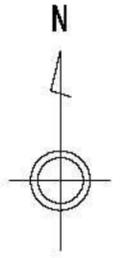
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松9

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3 - 7	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称)			(所在地)							
		岡崎市長 中根 康浩			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期						
1	岡崎市上衣文町字下り松	10番	1184	イ	保安林	0.56 (0.88)	スギ	72	公告した日	15年 (2036. 3. 31)	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照		
2	同上	10番	1184	イ	保安林		マツ類	72	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
3	同上	11番	1184	イ	保安林		スギ	72	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
4	同上	12番	1184	イ	保安林		スギ	72	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
5															
6															
7															
8															
9															
10															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	10番	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
同上	11番	1184	イ	
同上	12番	1184	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	10番	1184	イ	<p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p>
同上	11番	1184	イ	<p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p>
同上	12番	1184	イ	<p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p>
				<p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p>
				<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

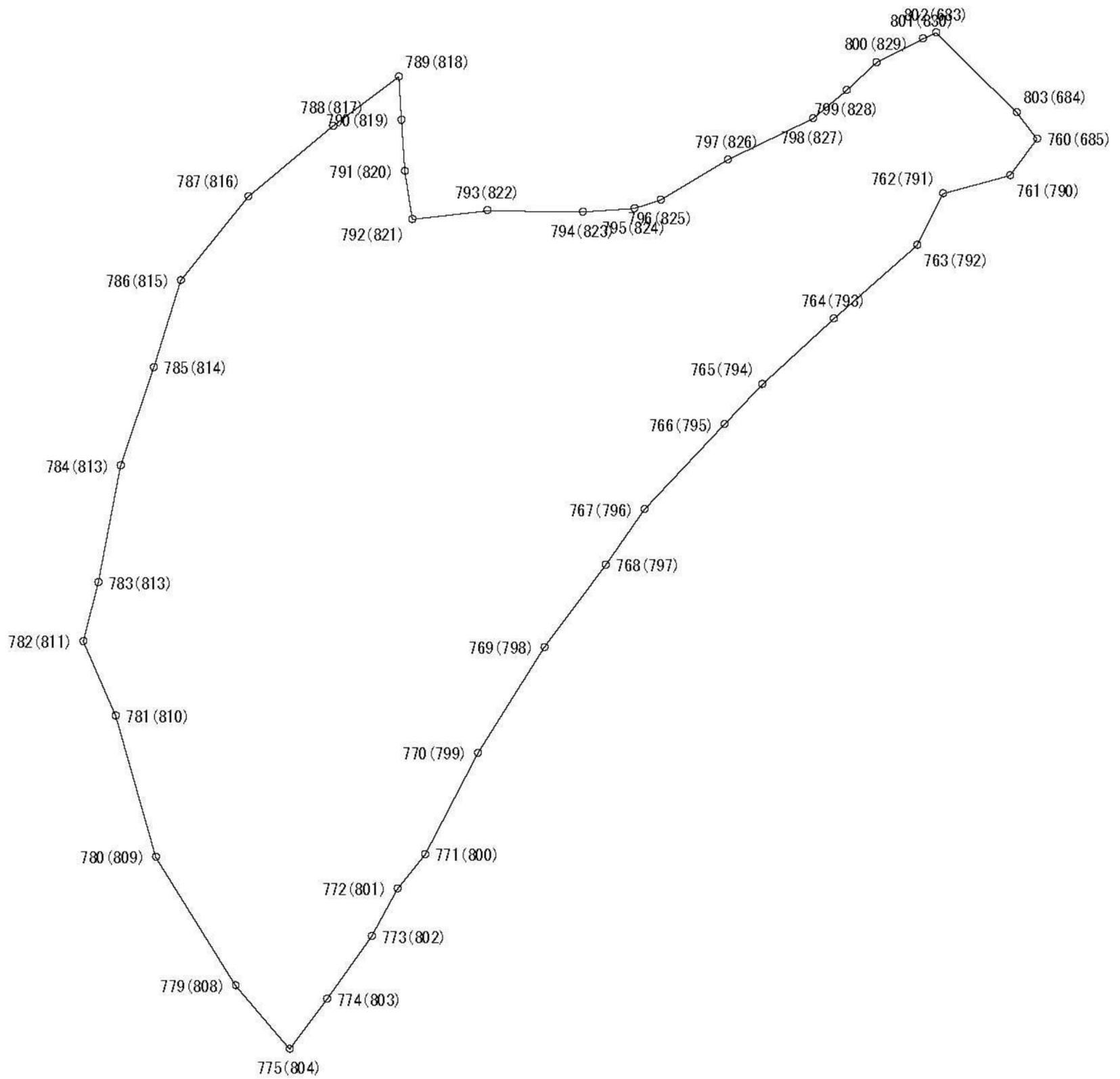
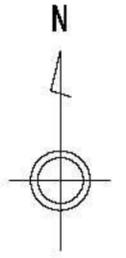
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松10, 11, 12

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3 - 8	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 岡崎市長 中根 康浩					(所在地) 岡崎市十王町二丁目9番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	岡崎市上衣文町字下り松	13番	1184	イ	山林	0.30 (0.51)	-	-	公告した日	15年 (2036. 3. 31)	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	13番	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	13番	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

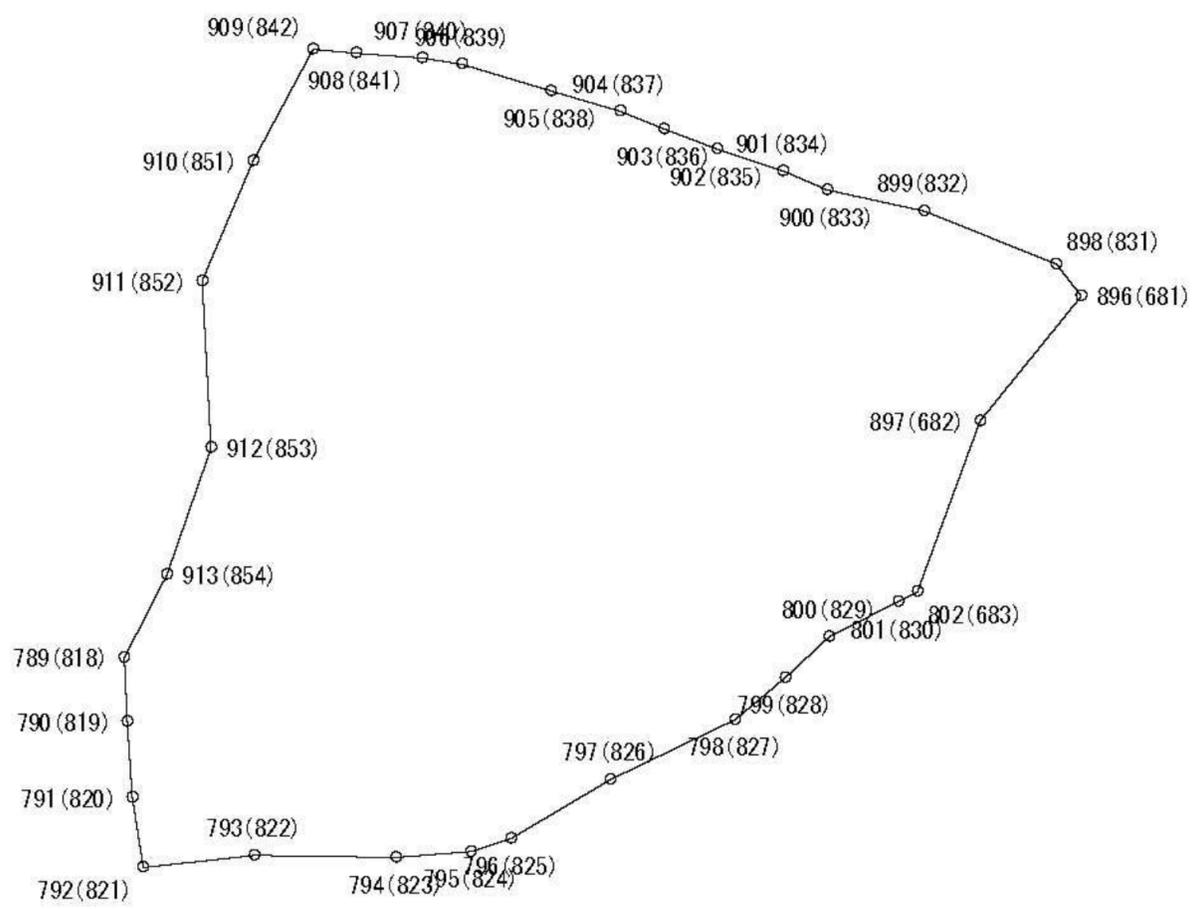
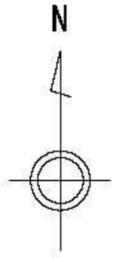
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松13

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3 - 9	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 岡崎市長 中根 康浩					(所在地) 岡崎市十王町二丁目9番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
1	岡崎市長衣文町字下り松	14番	1184	イ	山林	0.05 (0.17)	ヒノキ	67	公告した日	15年 (2036. 3. 31)	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2	同上	51番8	1184	イ	山林	0.008 (0.09)	-	-	同上	同上	同上	同上	同上	
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	14番	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
同上	51番8	1184	イ	
				<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	14番	1184	イ	
同上	51番8	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

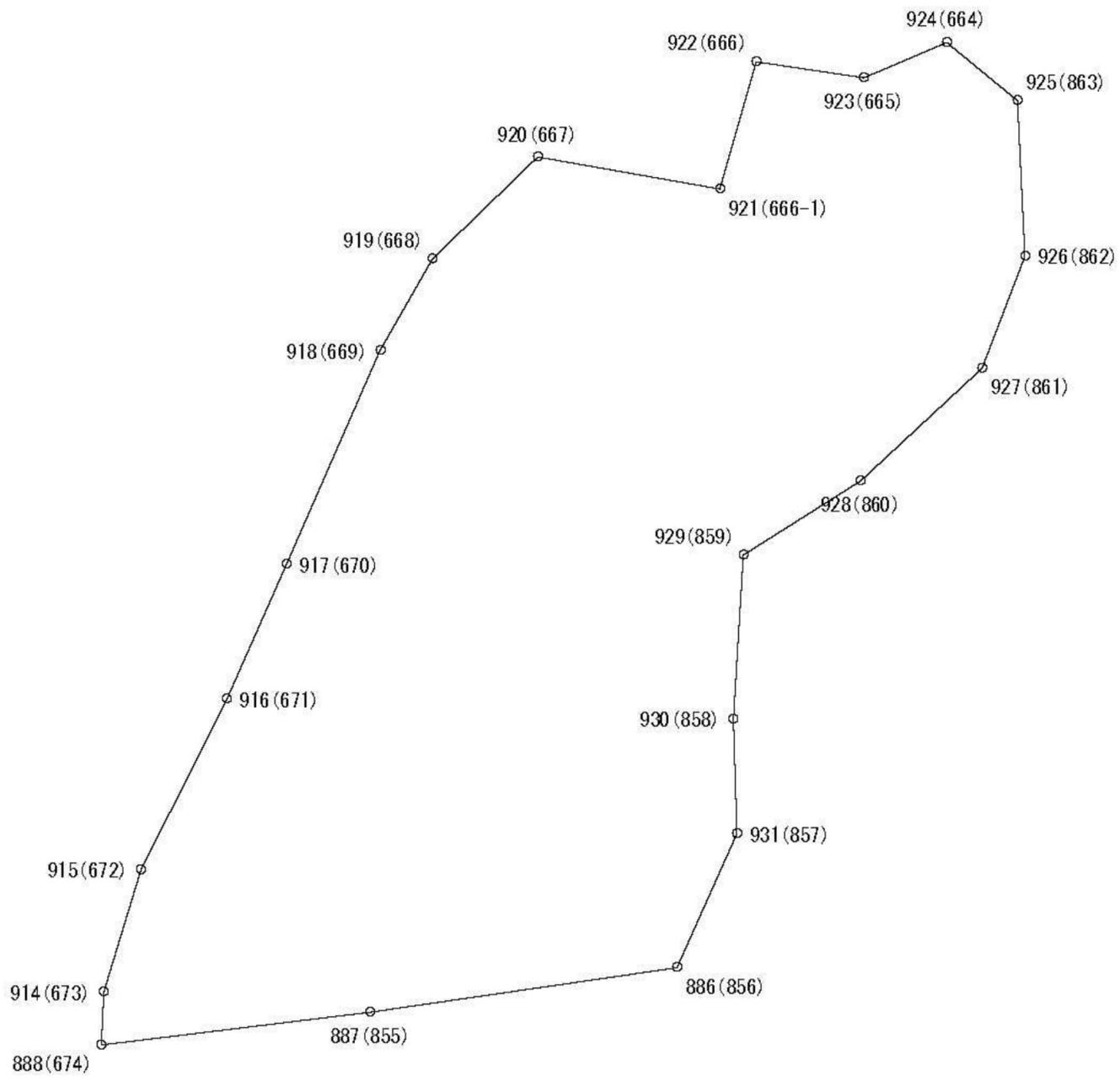
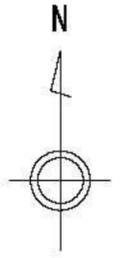
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

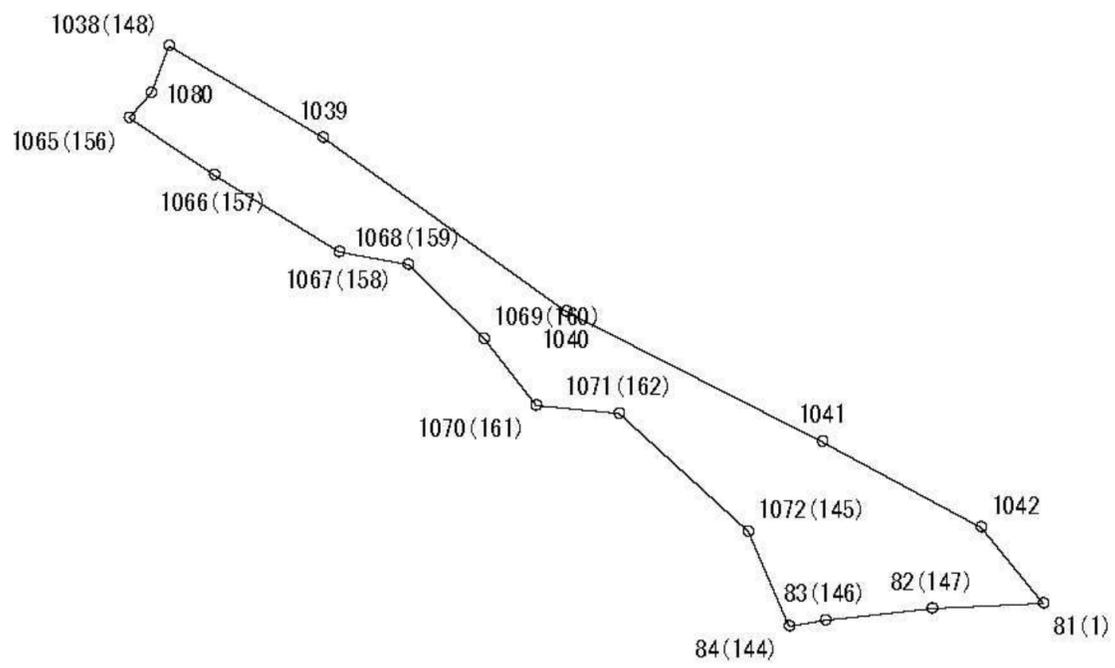
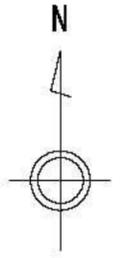
測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松14

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松51-8

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3-11	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 岡崎市長 中根 康浩				(所在地) 岡崎市十王町二丁目9番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	岡崎市上衣草町字下り松	15番6	1184	イ	山林	1.02 (1.84)	ヒノキ	77	公告した日	15年 (2036. 3. 31)	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照		
2	同上	65番2	1184	イ	山林		ヒノキ	77	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
3	同上	65番2	1184	イ	山林		広葉樹	77	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	15番6	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
同上	65番2	1184	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	15番6	1184	イ	
同上	65番2	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

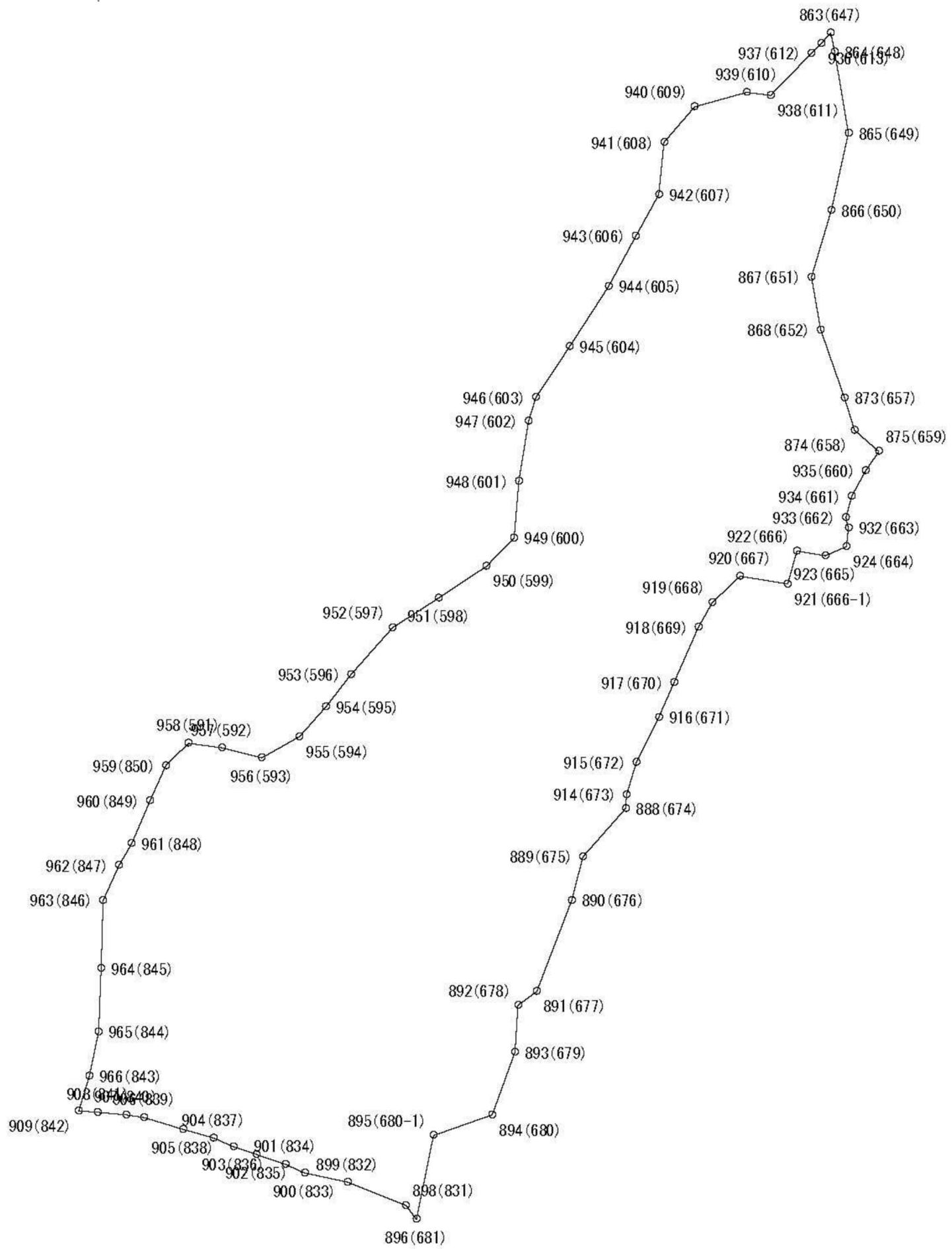
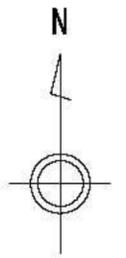
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松15-6, 65-2

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3-12	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称)			(所在地)							
		岡崎市長 中根 康浩			岡崎市十王町二丁目9番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)															
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	岡崎市上衣文町字下り松	17番	1184	イ	山林	1.49の 一部 (3.38 のうち 2.50)	ヒノキ	72	公告した日	15年 (2036.3.31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
2	同上	17番	1184	イ	山林		広葉樹	87	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
3	同上	20番	1184	イ	山林		スギ	40	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
4	同上	20番	1184	イ	山林		ヒノキ	40	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
5	同上	20番	1184	イ	山林		スギ	64	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
6	同上	20番	1184	イ	山林		ヒノキ	60	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
7	同上	21番	1184	イ	山林		スギ	42	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
8	同上	21番	1184	イ	山林		ヒノキ	42	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
9	同上	23番3	1184	イ	山林	0.88 (2.00)	スギ	37	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
10	同上	23番3	1184	イ	山林		スギ	38	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
11	同上	23番3	1184	イ	山林		ヒノキ	37	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
12	同上	23番3	1184	イ	山林		ヒノキ	38	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
13	同上	23番3	1184	イ	山林		スギ	66	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
14	同上	23番3	1184	イ	山林		ヒノキ	37	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
15	同上	36番5	1184	イ	山林	0.25 (0.55)	スギ	96	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
16	同上	36番5	1184	イ	山林		ヒノキ	96	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
17	同上	36番5	1184	イ	山林		広葉樹	96	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

18	岡崎市上衣文町字下り松	60番1	1184	イ	山林	1.15 (2.14)	スギ	87	公告した日	15年 (2036.3.31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
19	同上	60番1	1184	イ	山林		ヒノキ	52	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
20	同上	60番1	1184	イ	山林		ヒノキ	68	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
21	同上	60番1	1184	イ	山林		マツ類	52	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
22	同上	62番	1184	イ	山林		ヒノキ	71	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
23	同上	64番2	1184	イ	山林		-	-	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考		
1	岡崎市上衣文町字下り松	17番	1184	イ	山林	1.49の 一部 (3.38 のうち 2.50)	ヒノキ	72							
2	同上	17番	1184	イ	山林		広葉樹	87							
3	同上	20番	1184	イ	山林		スギ	40	—	—	—	—			
4	同上	20番	1184	イ	山林		ヒノキ	40	—	—	—	—			
5	同上	20番	1184	イ	山林		スギ	64	—	—	—	—			
6	同上	20番	1184	イ	山林		ヒノキ	60	—	—	—	—			
7	同上	21番	1184	イ	山林		スギ	42	—	—	—	—			
8	同上	21番	1184	イ	山林		ヒノキ	42	—	—	—	—			
9	同上	23番3	1184	イ	山林	0.88 (2.00)	スギ	37	—	—	—	—			
10	同上	23番3	1184	イ	山林		スギ	38	—	—	—	—			
11	同上	23番3	1184	イ	山林		ヒノキ	37	—	—	—	—			
12	同上	23番3	1184	イ	山林		ヒノキ	38	—	—	—	—			
13	同上	23番3	1184	イ	山林		スギ	66	—	—	—	—			
14	同上	23番3	1184	イ	山林		ヒノキ	37	—	—	—	—			

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	17番	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
同上	20番	1184	イ	
同上	21番	1184	イ	
同上	23番3	1184	イ	
同上	36番5	1184	イ	
同上	60番1	1184	イ	
同上	62番	1184	イ	
同上	64番2	1184	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣草町字下り松	17番	1184	イ	
同上	20番	1184	イ	
同上	21番	1184	イ	
同上	23番3	1184	イ	
同上	36番5	1184	イ	
同上	60番1	1184	イ	
同上	62番	1184	イ	
同上	64番2	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

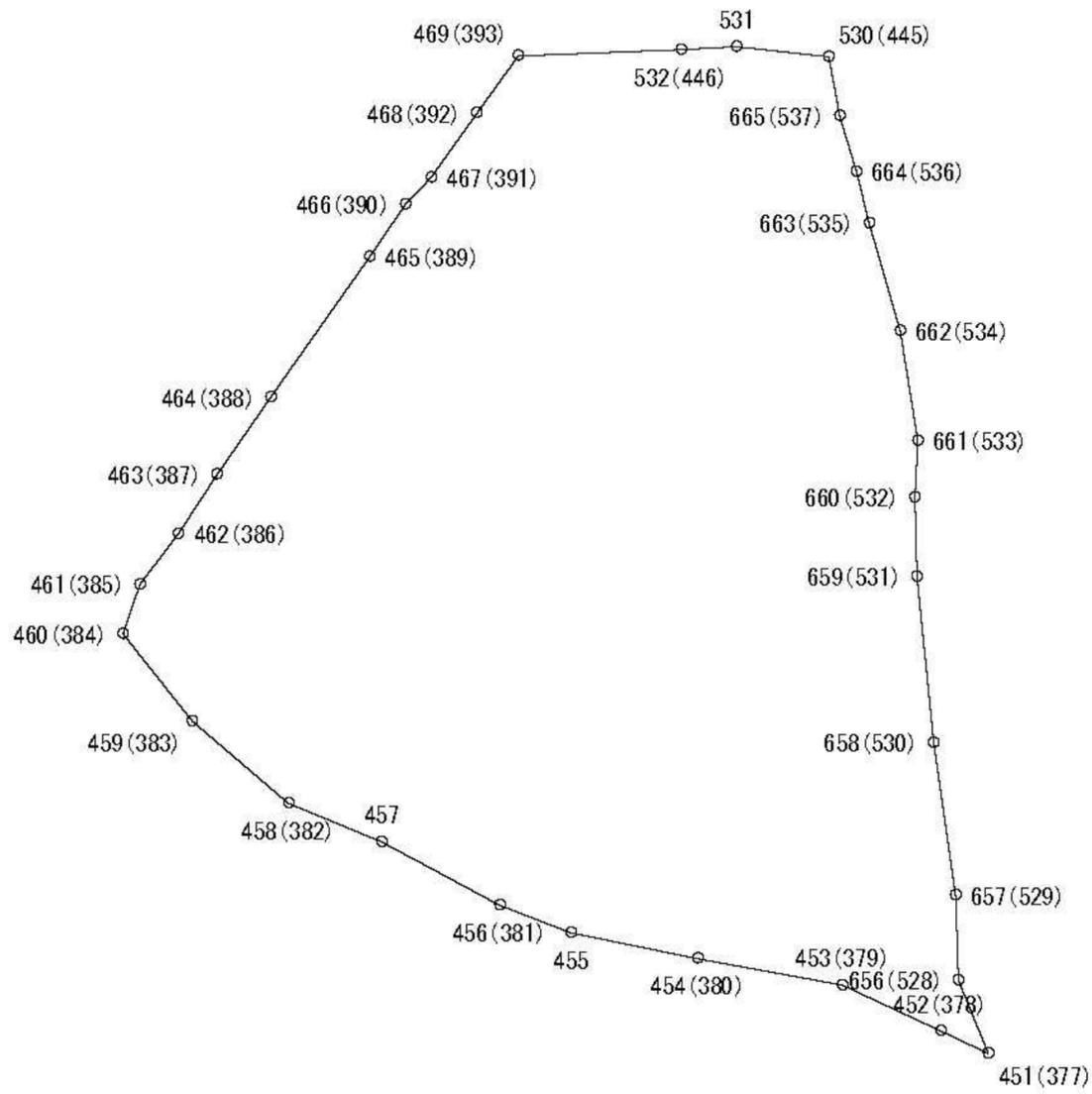
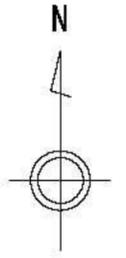
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

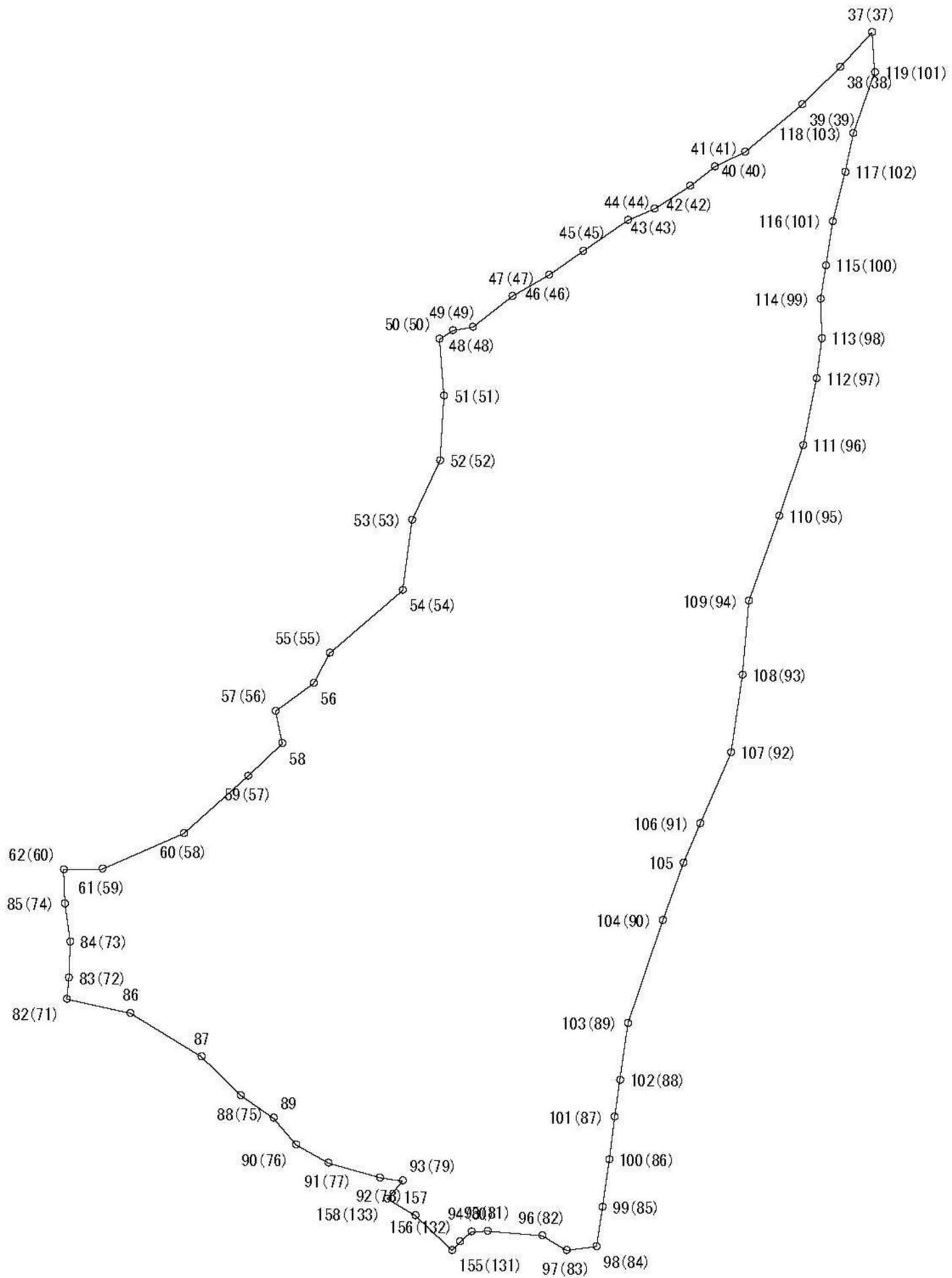
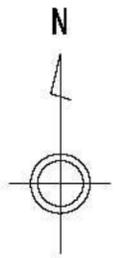
測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松36-5

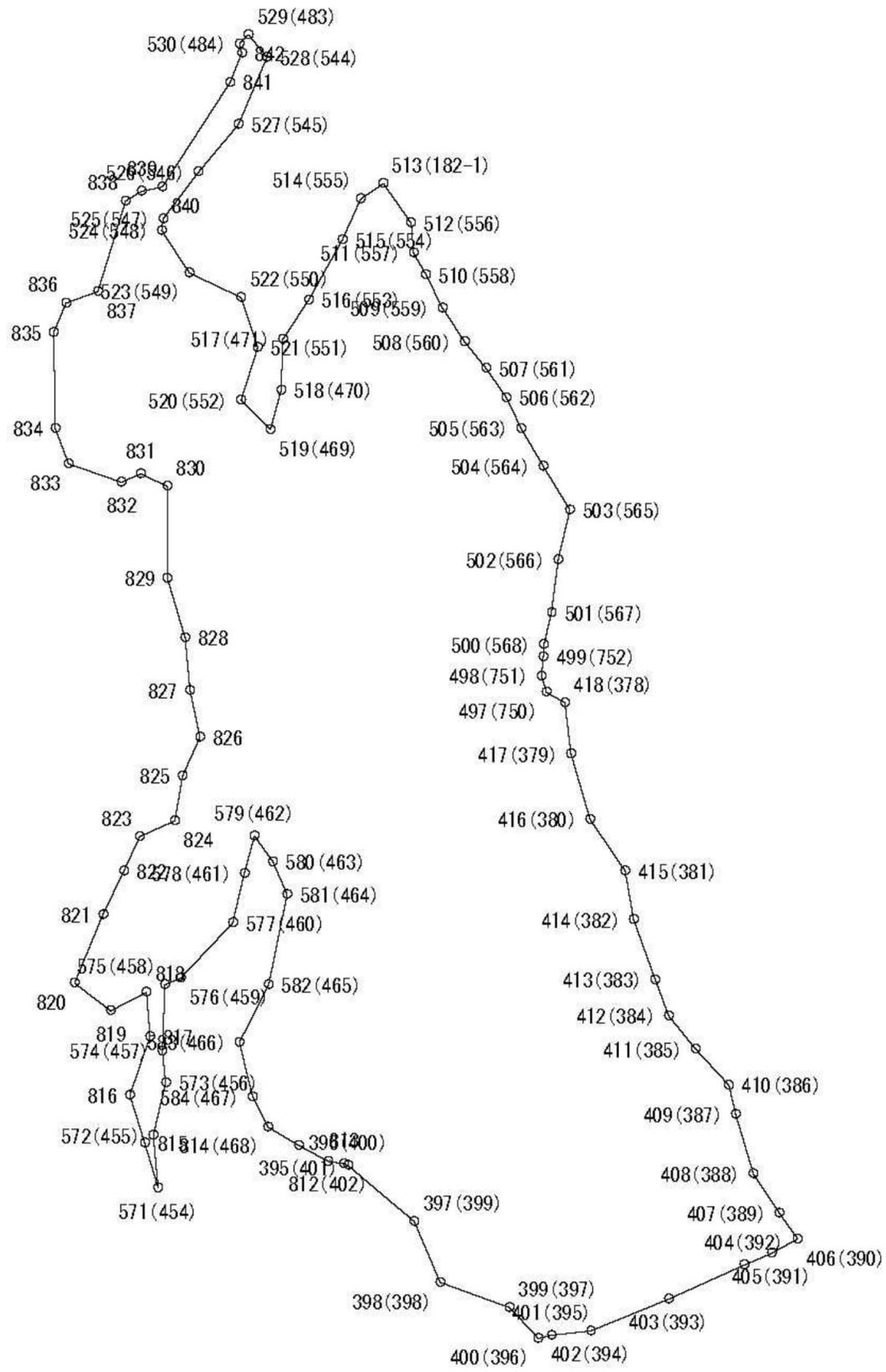
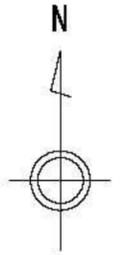
測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松60-1, 62, 64-2

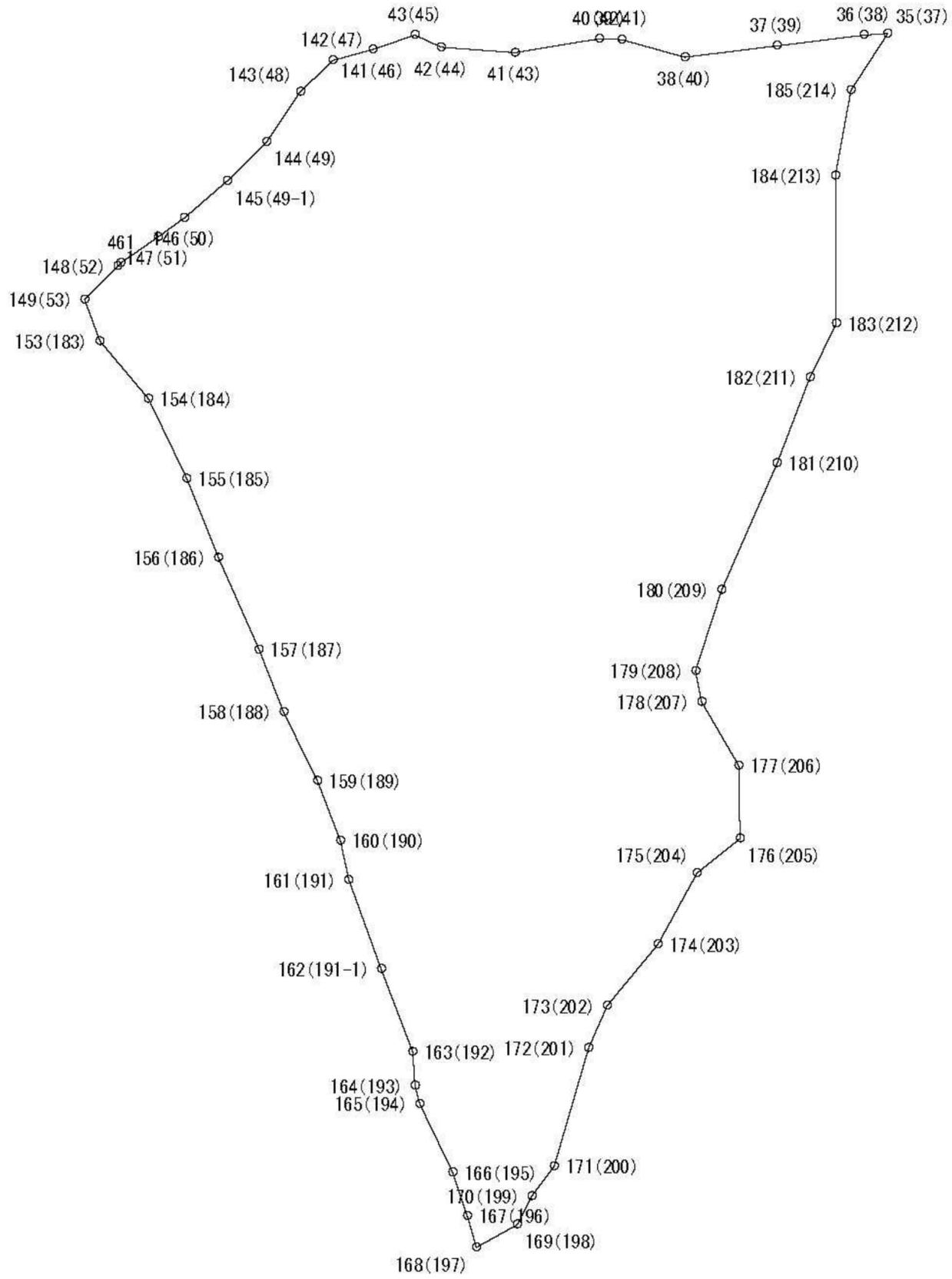
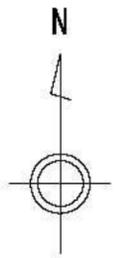
測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松17, 20, 21

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松23-3

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3-13	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 岡崎市長 中根 康浩					(所在地) 岡崎市十王町二丁目9番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	岡崎市長衣文町字下り松	18番	1184	イ	山林	0.02 (0.16)	ヒノキ	72	公告した日	15年 (2036. 3. 31)	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照		
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	18番	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	18番	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

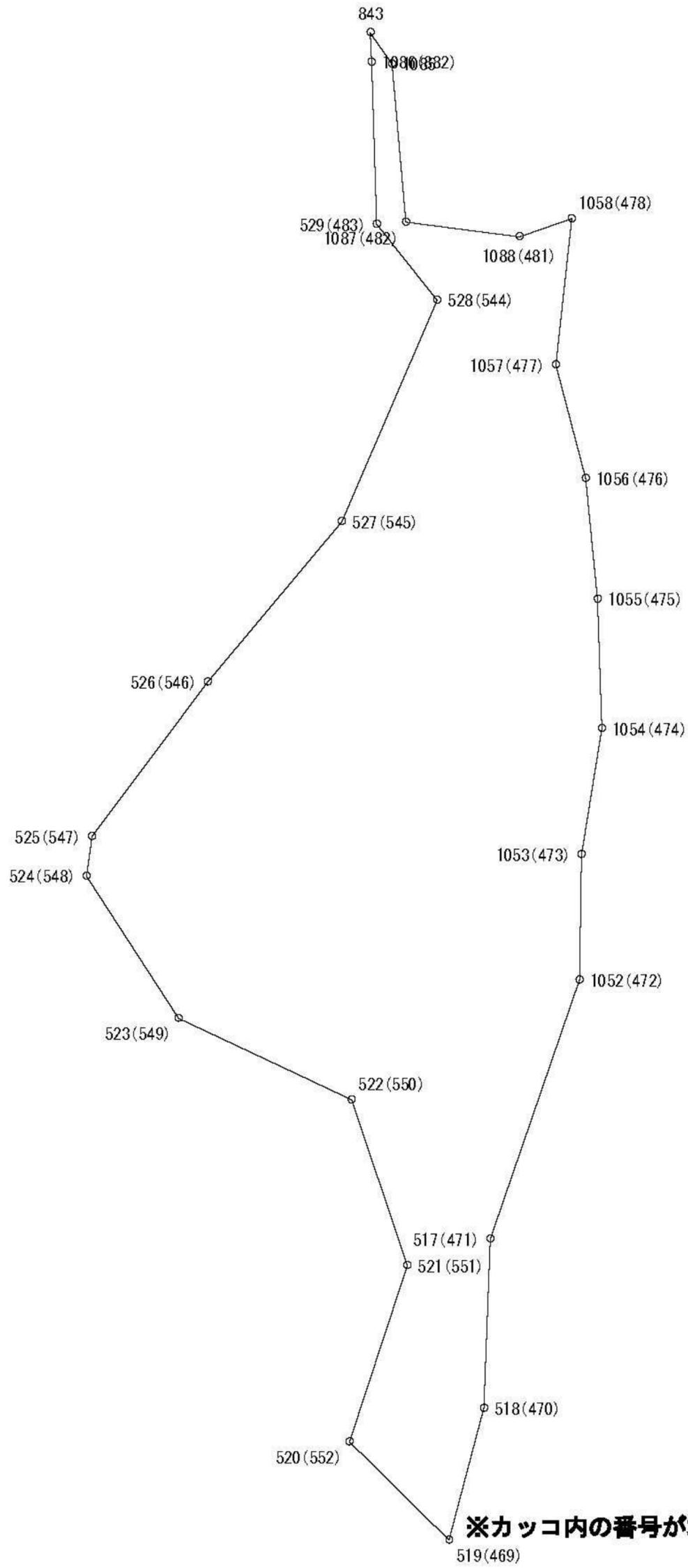
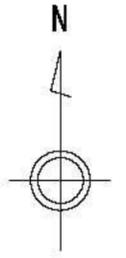
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

測量実測図



所在地 上衣文町字下り松18

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3-14	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 岡崎市長 中根 康浩				(所在地) 岡崎市十王町二丁目9番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	岡崎市長衣文町字下り松	19番	1184	イ	山林	0.11 (0.46)	ヒノキ	45	公告した日	15年 (2036. 3. 31)	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照		
2	同上	19番	1184	イ	山林		広葉樹	69	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	19番	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	19番	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

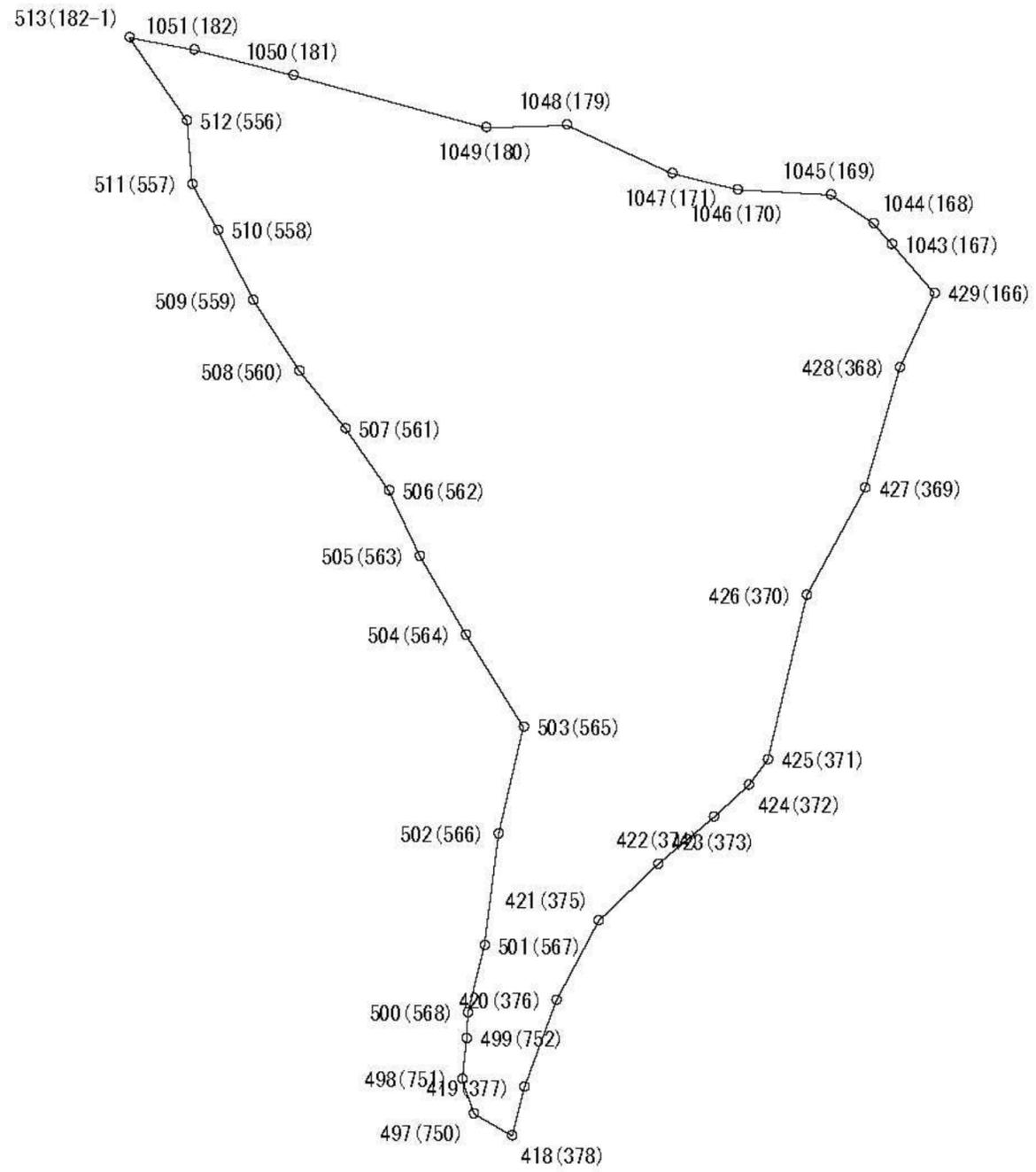
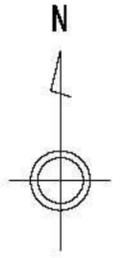
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松19

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集3-15	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称)			(所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期						
1	岡崎市上衣文町字下り松	61番1	1184	イ	山林	0.009 (0.01)	-	-	公告した日	15年 (2036.3.31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
2	同上	67番1	1184	イ	山林	0.003 (0.0006)	-	-	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
3	同上	67番4	1184	イ	原野		-	-	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
4	同上	67番2	1184	イ	原野	0.17 (0.28)	スギ	67	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
5	同上	67番3	1184	イ	山林		スギ	67	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
6	同上	68番	1184	イ	山林		スギ	72	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
7															
8															
9															
10															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	61番1	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
同上	67番1	1184	イ	
同上	67番2	1184	イ	
同上	67番3	1184	イ	
同上	67番4	1184	イ	
同上	68番	1184	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	61番1	1184	イ	
同上	67番1	1184	イ	
同上	67番2	1184	イ	
同上	67番3	1184	イ	
同上	67番4	1184	イ	
同上	68番	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

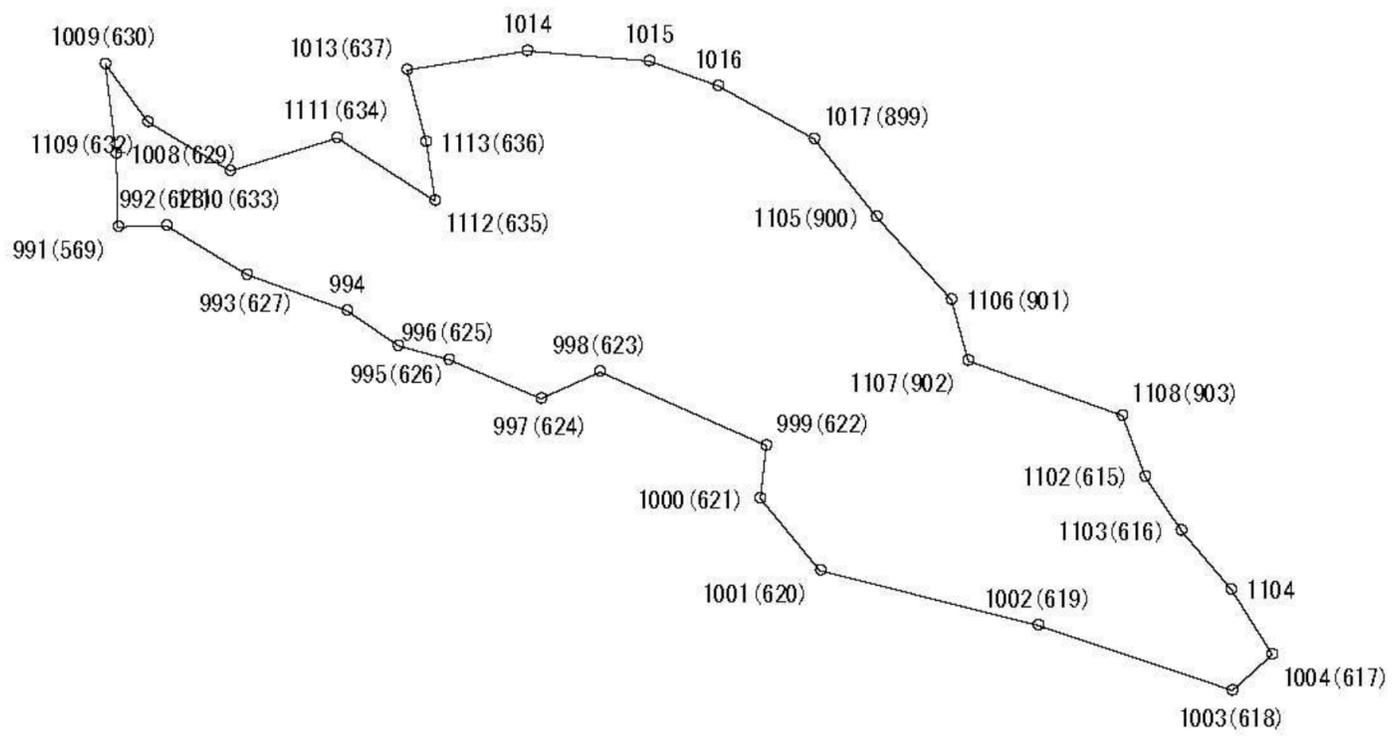
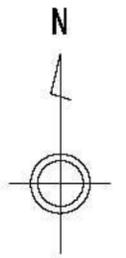
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

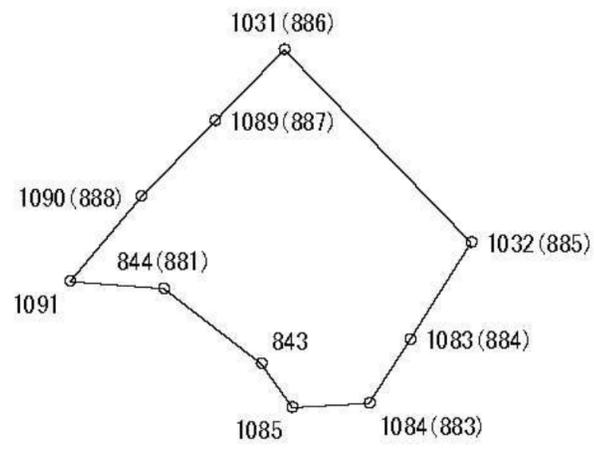
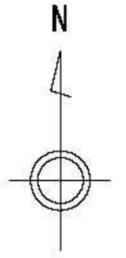
測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松67-2, 67-3, 68

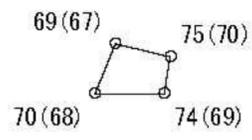
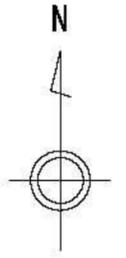
測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松61-1

測 量 実 測 図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松67-1, 67-4

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3-16	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	岡崎市上衣文町字下り松	24番1	1184	イ	山林	0.33 (0.84)	ヒノキ	60	公告した日	15年 (2036.3.31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	同上	24番1	1184	イ	山林		ヒノキ	97	同上	同上	同上	同上	同上	
3	同上	24番2	1184	イ	山林		ヒノキ	97	同上	同上	同上	同上	同上	
4	同上	34番	1184	イ	山林	0.14の一部 (0.77のうち0.07)	ヒノキ	45	同上	同上	同上	同上	同上	
5	同上	52番	1184	イ	山林	0.02 (0.07)	広葉樹	52	同上	同上	同上	同上	同上	
6	同上	58番	1184	イ	山林	1.82の一部 (2.48のうち0.19)	ヒノキ	45	同上	同上	同上	同上	同上	
7	同上	58番	1184	イ	山林		マツ類	45	同上	同上	同上	同上	同上	
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	岡崎市上衣文町字下り松	24番1	1184	イ	山林	0.33 (0.84)	ヒノキ	60	—	—	—	—	
2	同上	24番1	1184	イ	山林		ヒノキ	97	—	—	—	—	
3	同上	24番2	1184	イ	山林		ヒノキ	97	—	—	—	—	
4	同上	34番	1184	イ	山林	0.14の一部 (0.77のうち0.07)	ヒノキ	45					
5	同上	52番	1184	イ	山林	0.02 (0.07)	広葉樹	52	—	—	—	—	
6	同上	58番	1184	イ	山林	1.82の一部 (2.48のうち0.19)	ヒノキ	45					
7	同上	58番	1184	イ	山林		マツ類	45					
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) 岡崎市長 中根 康浩 印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 (同上) [Redacted]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	24番1	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
同上	24番2	1184	イ	
同上	34番	1184	イ	
同上	52番	1184	イ	
同上	58番	1184	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	24番1	1184	イ	
同上	24番2	1184	イ	
同上	34番	1184	イ	
同上	52番	1184	イ	
同上	58番	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

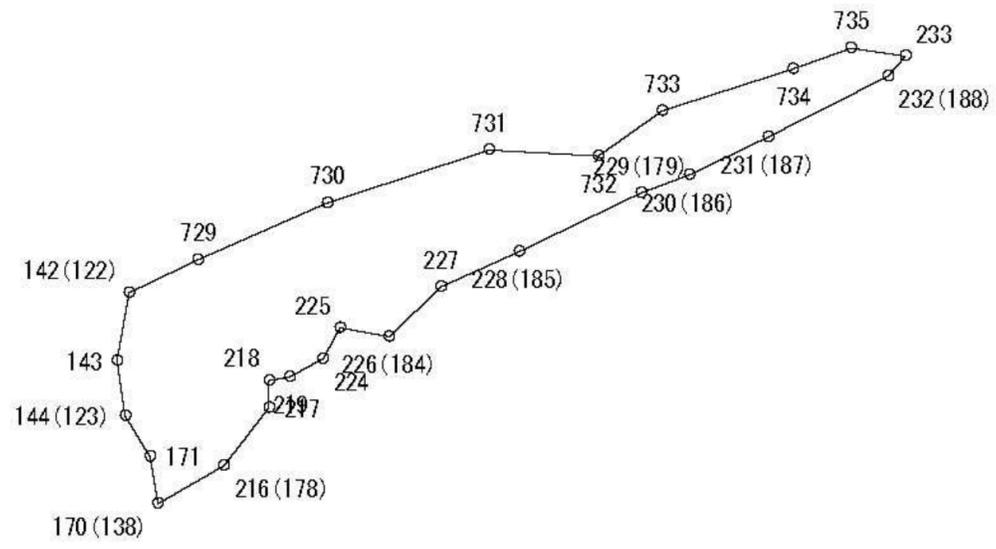
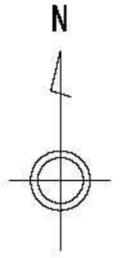
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

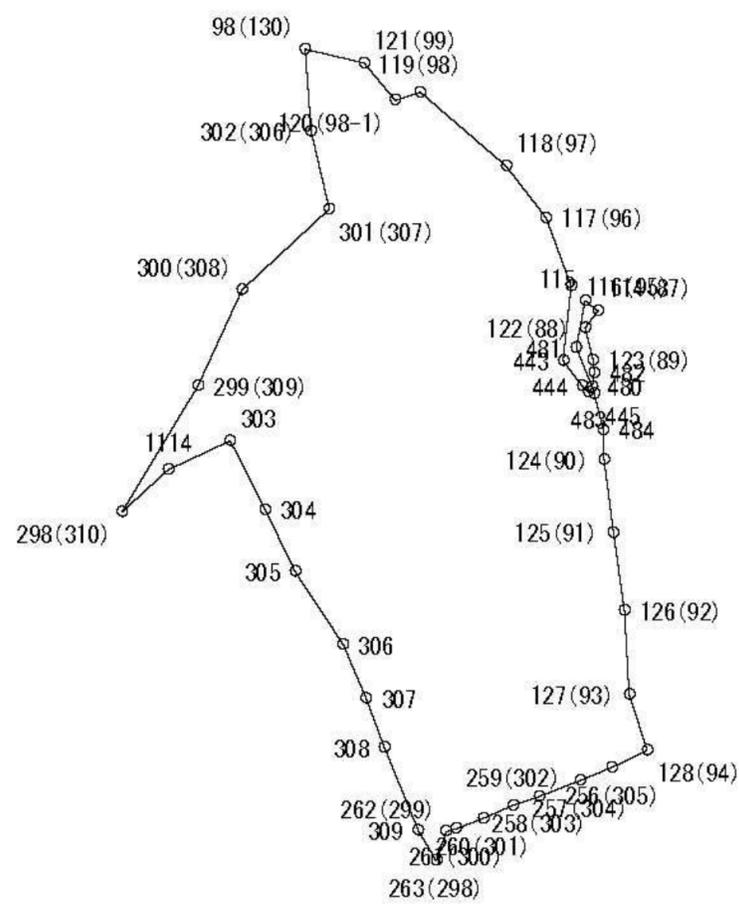
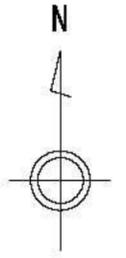
測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松58

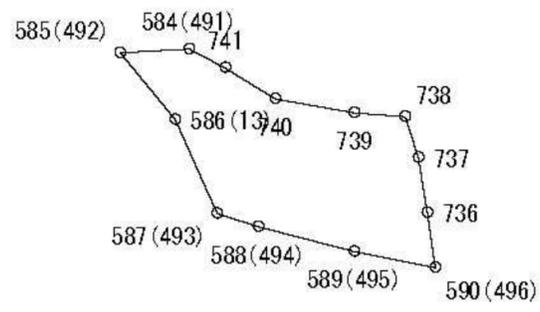
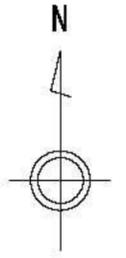
測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松 24-1, 24-2

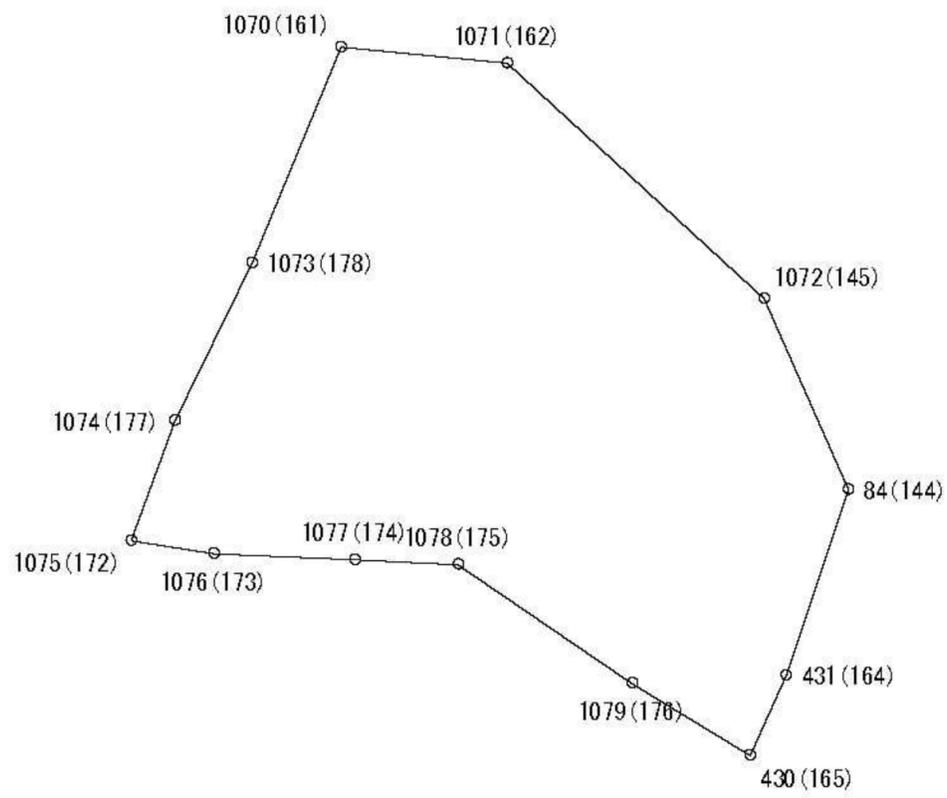
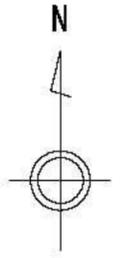
測 量 実 測 図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松34

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松52

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3-17	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 岡崎市長 中根 康浩				(所在地) 岡崎市十王町二丁目9番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	岡崎市上衣文町字下り松	23番1	1184	イ	山林	0.50 (1.83)	スギ	60	公告した日	15年 (2036.3.31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
2	同上	23番1	1184	イ	山林		ヒノキ	60	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	23番1	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	23番1	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

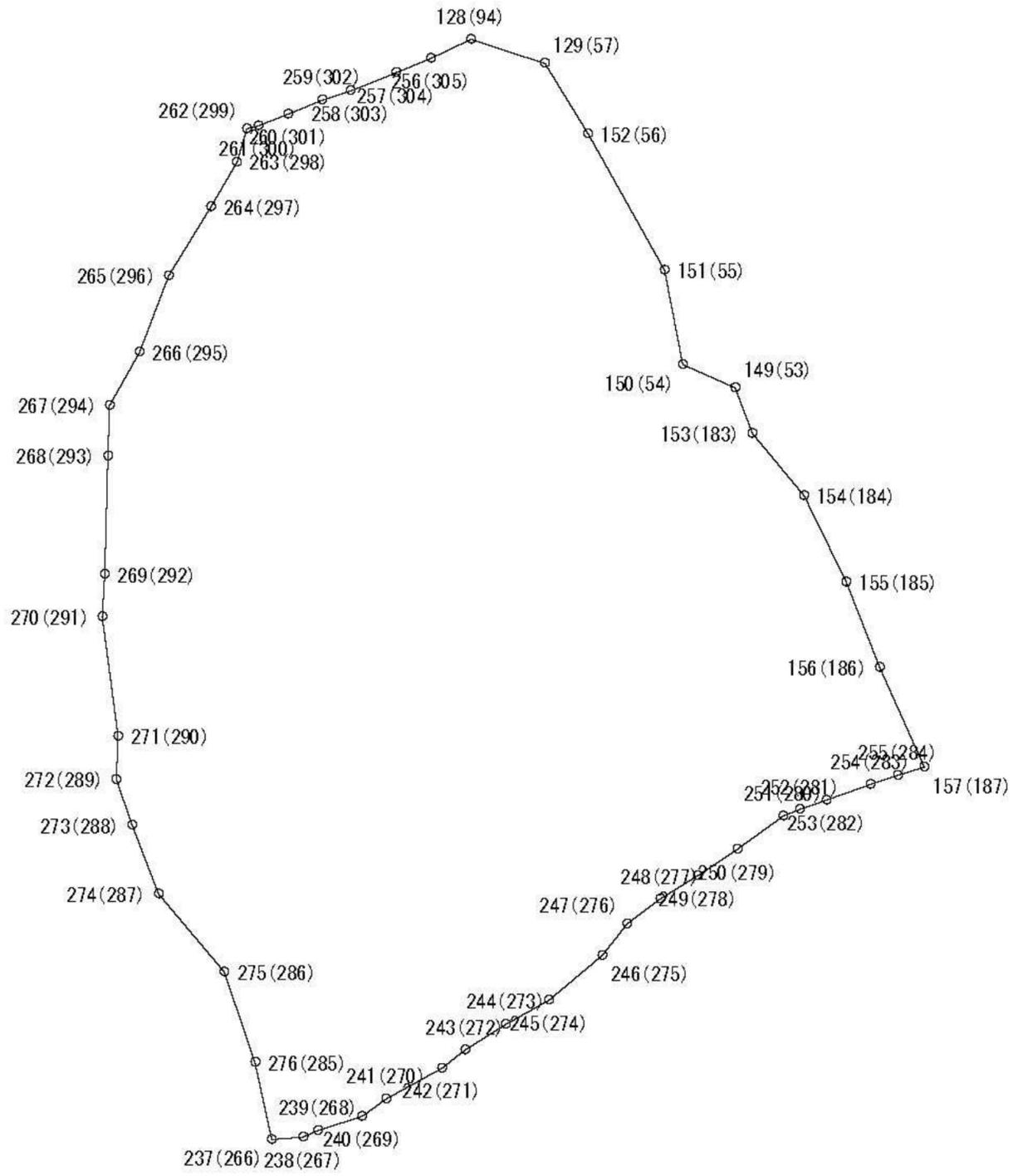
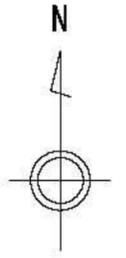
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松23-1

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3-18	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称)			(所在地)							
		岡崎市長 中根 康浩			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期						
1	岡崎市上衣文町字下り松	23番2	1184	イ	山林	0.37 (1.05)	ヒノキ	50	公告した日	15年 (2036.3.31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
2	同上	23番2	1184	イ	山林		ヒノキ	62	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
3	同上	23番2	1184	イ	山林		ヒノキ	97	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	23番2	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	23番2	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

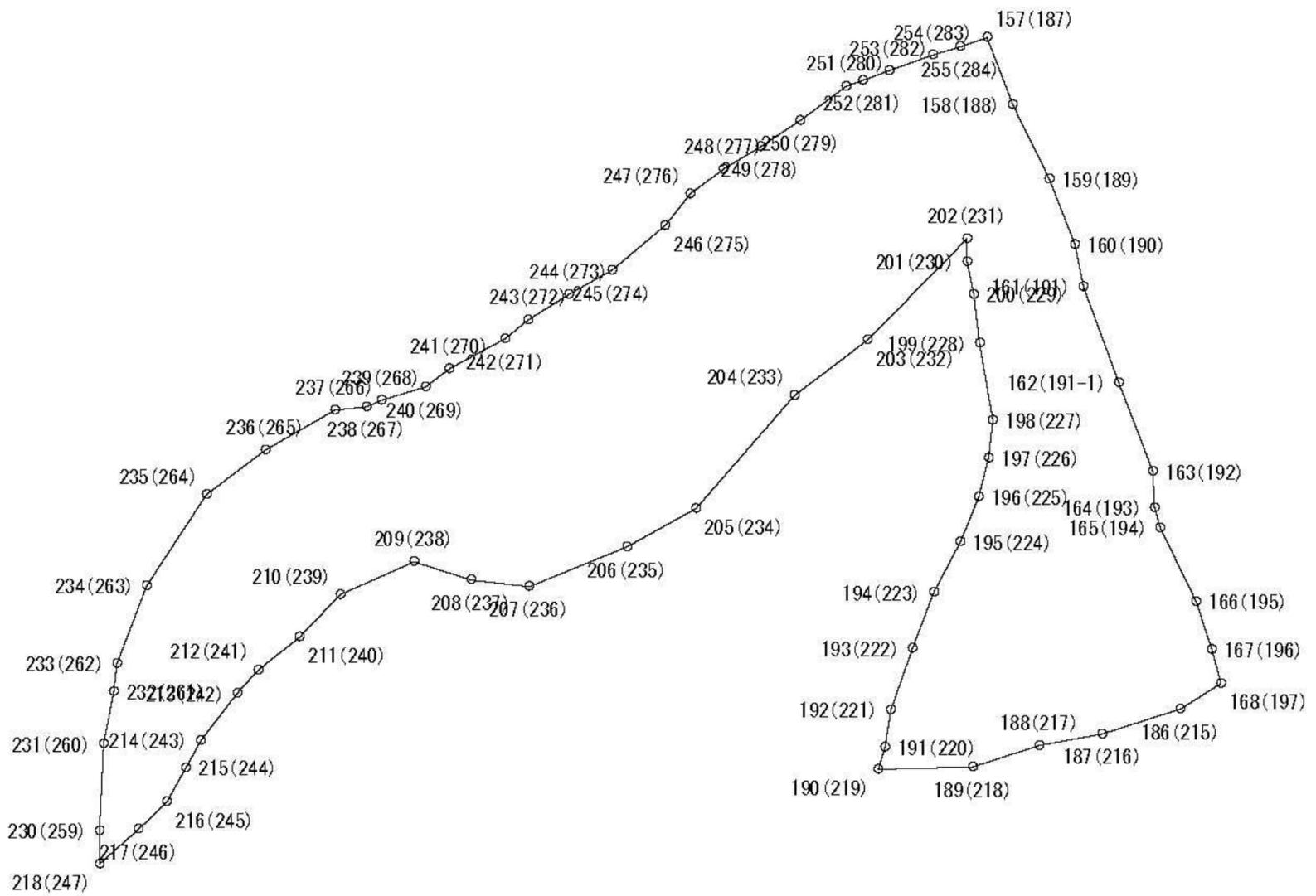
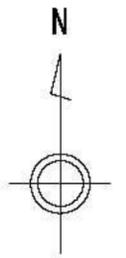
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松23-2

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集3-19	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称)			(所在地)						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期					
1	岡崎市上衣文町字下り松	23番4	1184	イ	山林	0.37 (0.98)	ヒノキ	64	公告した日	15年 (2036.3.31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	同上	23番4	1184	イ	山林		ヒノキ	67	同上	同上	同上	同上	同上	同上
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	23番4	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	23番4	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

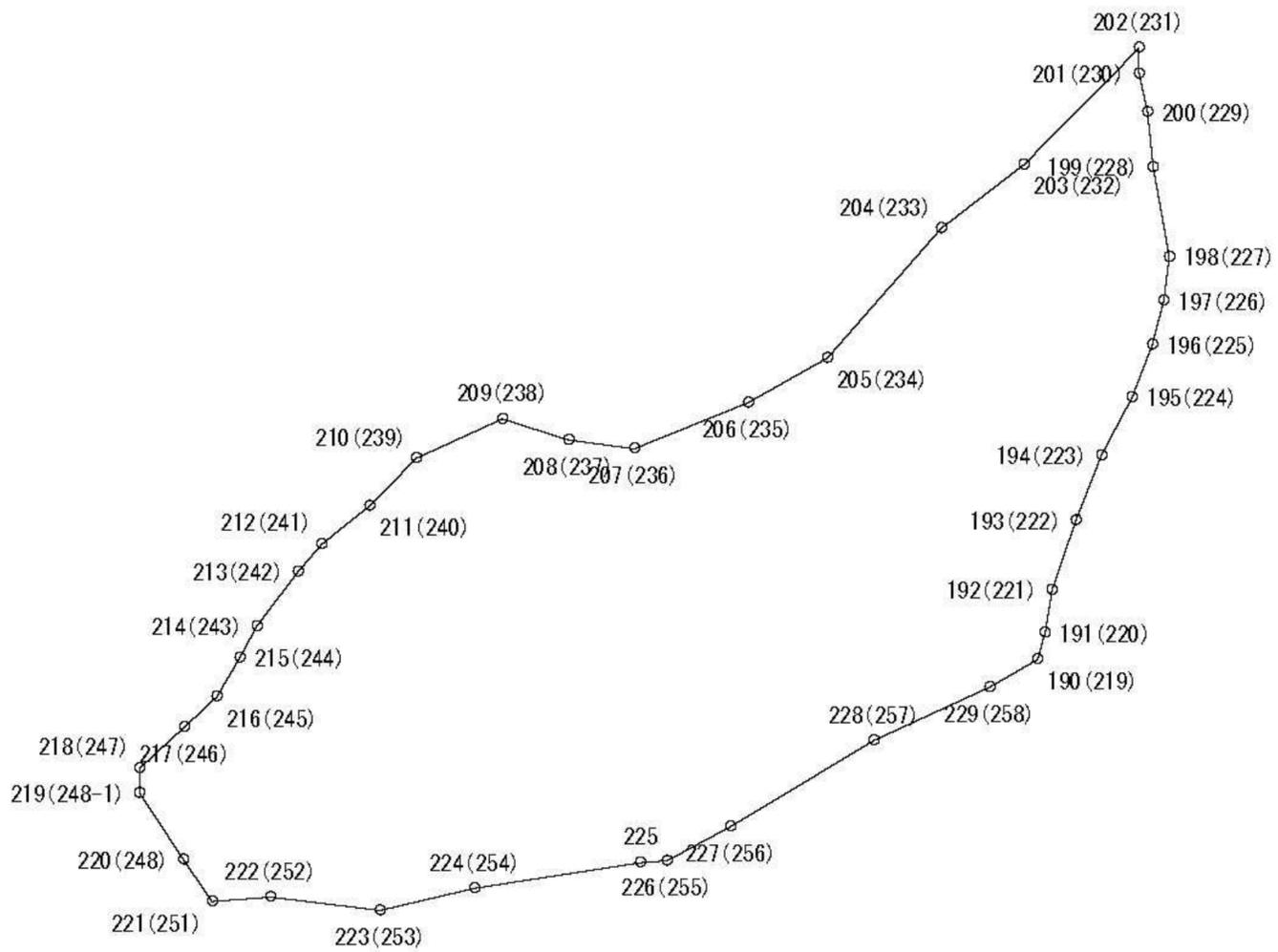
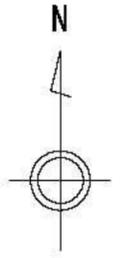
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松23-4

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3-21	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称)			(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											備考		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭 (D) の額の算定方法
1	岡崎市上衣文町字下り松	53番	1184	イ	山林	0.31 (0.37)	-	-	公告した日	15年 (2036. 3. 31)	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照
2	同上	54番2	1184	イ	山林		-	-	同上	同上	同上	同上	同上
3	同上	54番3	1184	イ	山林		スギ	41	同上	同上	同上	同上	同上
4	同上	54番4	1184	イ	山林		ヒノキ	96	同上	同上	同上	同上	同上
5													
6													
7													
8													
9													
10													

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	53番	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
同上	54番2	1184	イ	
同上	54番3	1184	イ	
同上	54番4	1184	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	53番	1184	イ	
同上	54番2	1184	イ	
同上	54番3	1184	イ	
同上	54番4	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3 - 22	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 岡崎市長 中根 康浩				(所在地) 岡崎市十王町二丁目9番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	岡崎市上衣文町字下り松	54番1	1184	イ	山林	0.40 (1.83)	ヒノキ	61	公告した日	15年 (2036.3.31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
2	同上	54番1	1184	イ	山林		ヒノキ	73	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	54番1	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	54番1	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

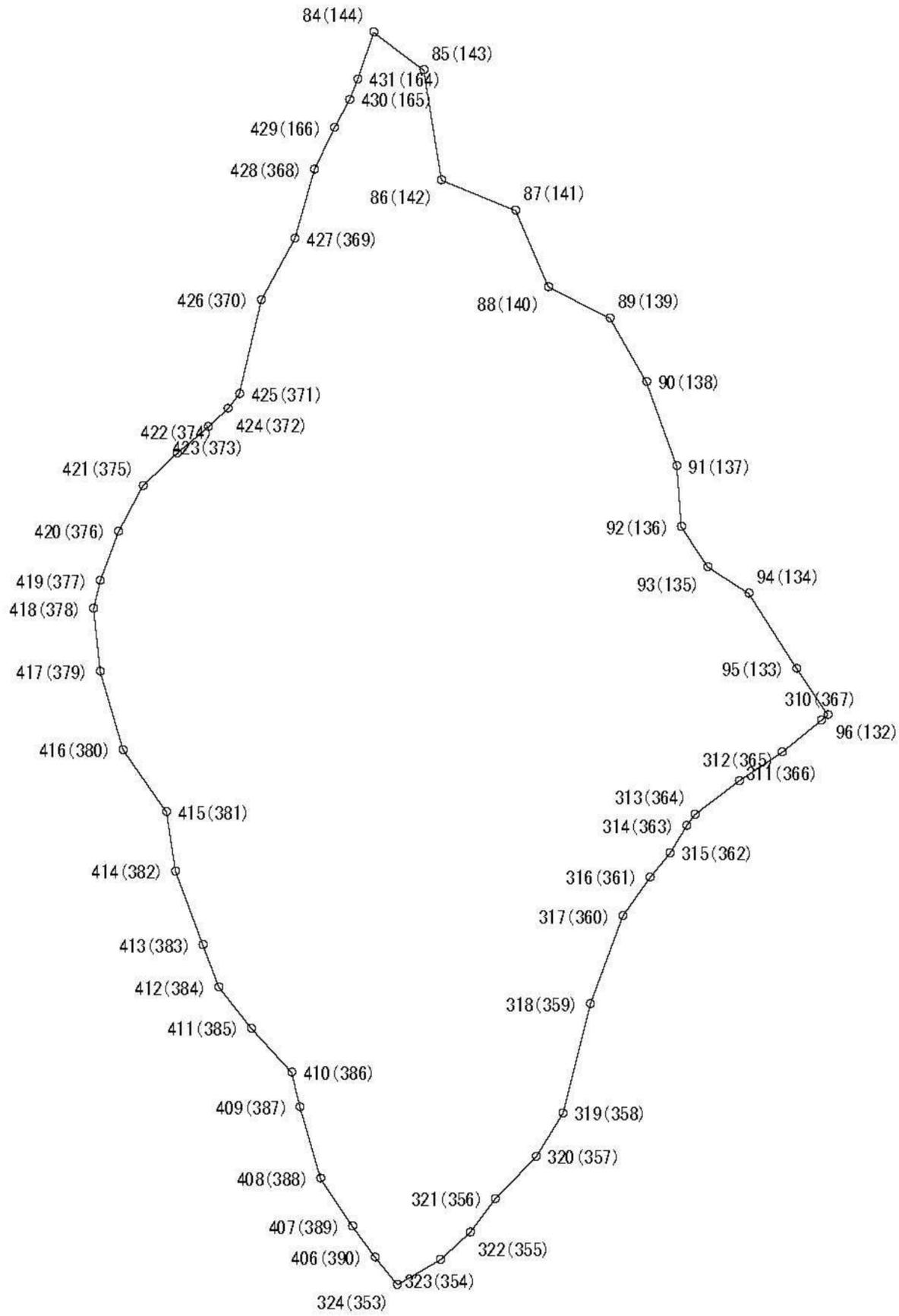
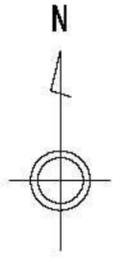
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松54-1

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集3-25	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称) 岡崎市長 中根 康浩					(所在地) 岡崎市十王町二丁目9番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢							
1	岡崎市上衣文町字下り松	33番1	1184	イ	山林	0.09 (0.28)	広葉樹	72	公告した日	15年 (2036.3.31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	33番1	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	33番1	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

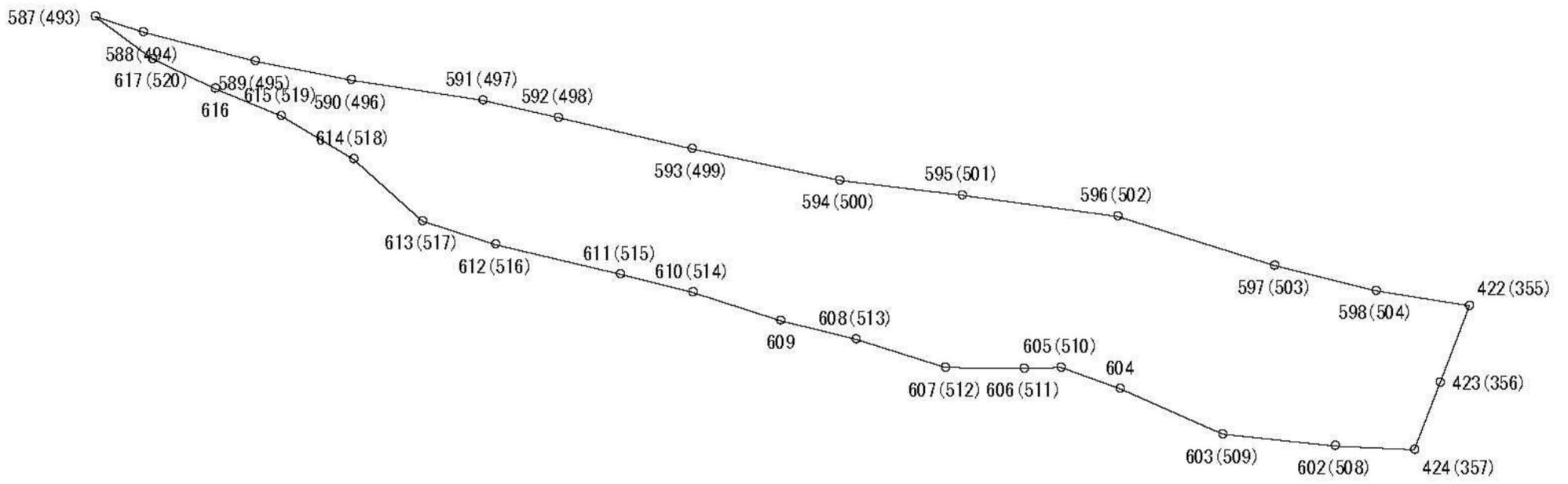
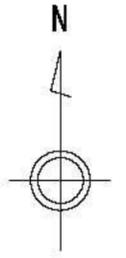
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松33-1

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3-28	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称)			(所在地)						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期					
1	岡崎市上衣文町字下り松	36番3	1184	イ	山林	0.35 (0.94)	ヒノキ	45	公告した日	15年 (2036.3.31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	同上	36番3	1184	イ	山林		マツ類	60	同上	同上	同上	同上	同上	同上
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	36番3	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	36番3	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

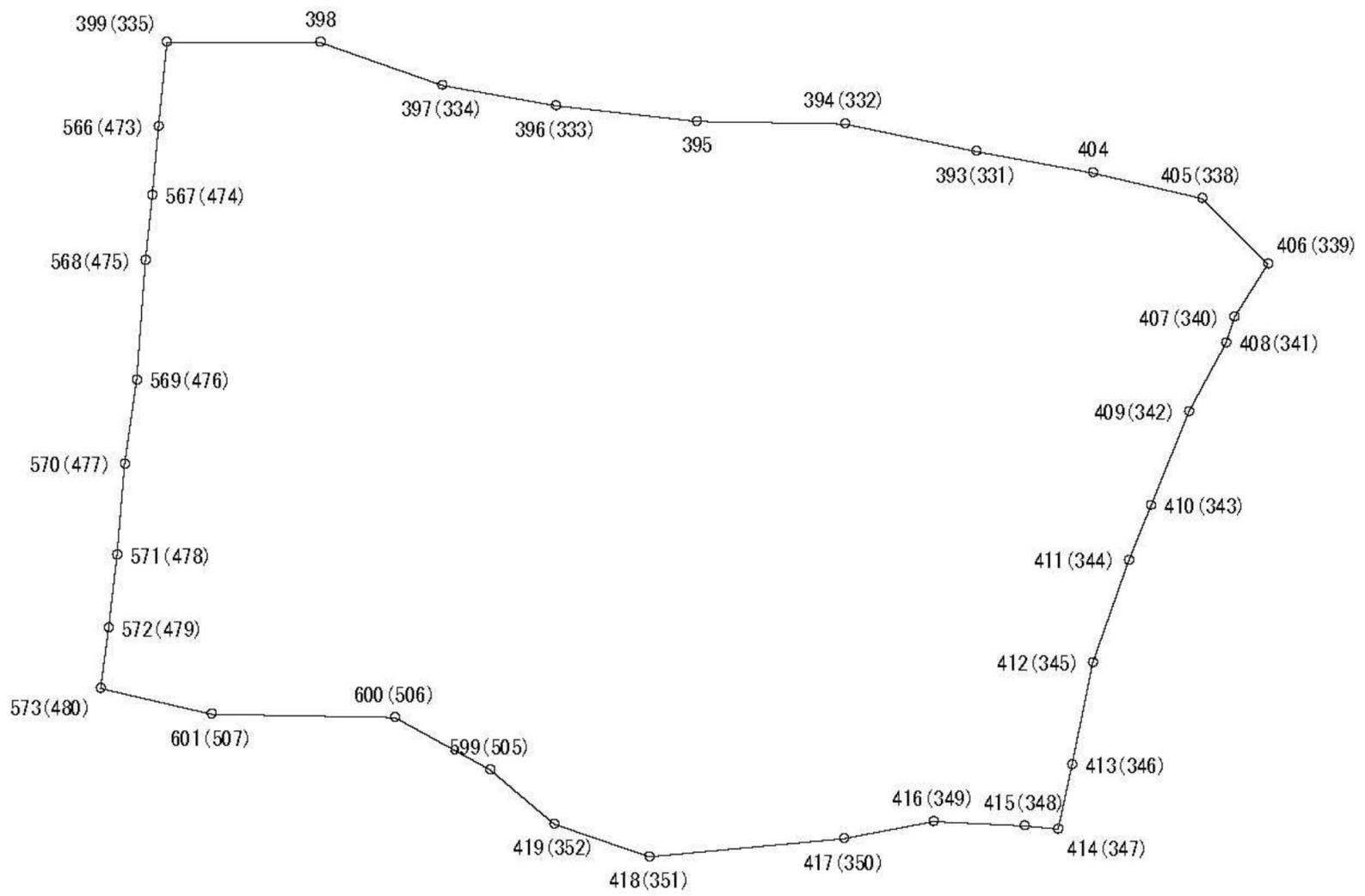
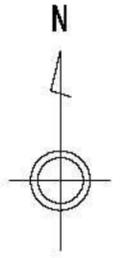
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松36-3

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3-30	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 岡崎市長 中根 康浩				(所在地) 岡崎市十王町二丁目9番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	岡崎市長衣文町字下り松	38番1	1184	イ	山林	0.41 (1.24)	スギ	116	公告した日	15年 (2036.3.31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
2	同上	38番1	1184	イ	山林		ヒノキ	116	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
3	同上	38番1	1184	イ	山林		広葉樹	97	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	38番1	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	38番1	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

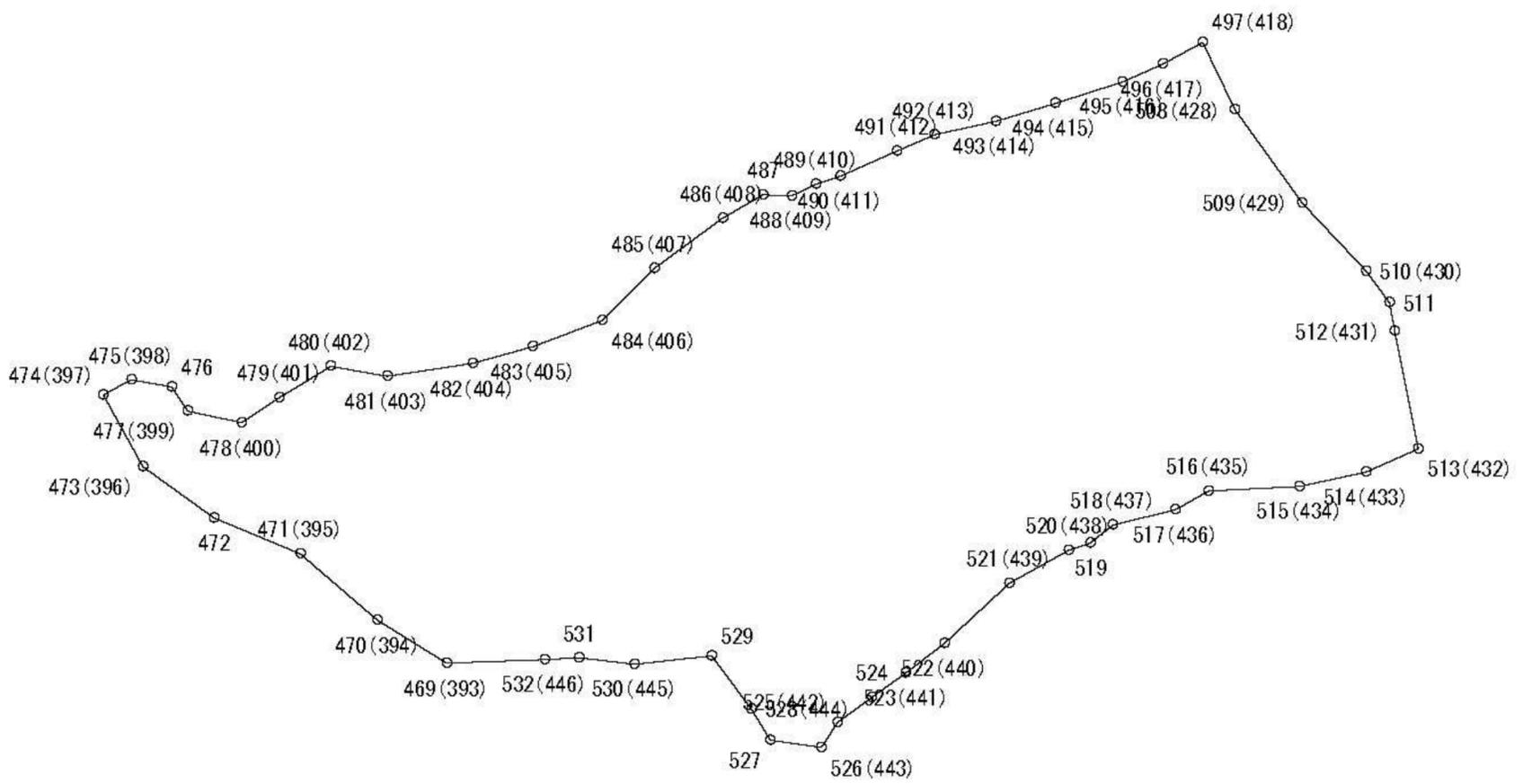
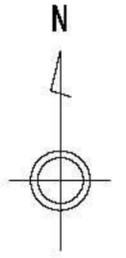
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松38-1

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 3-31	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)															
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	岡崎市上衣文町字下り松	42番	1184	イ	山林	2.05 (2.79)	スギ	65	公告した日	15年 (2036. 3. 31)	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照		
2	同上	42番	1184	イ	山林		ヒノキ	65	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
3	同上	42番	1184	イ	山林		ヒノキ	97	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
4	同上	46番	1184	イ	山林		スギ	60	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
5	同上	46番	1184	イ	山林		ヒノキ	60	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
6	同上	46番	1184	イ	山林		ヒノキ	76	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
7	同上	46番	1184	イ	山林		ヒノキ	96	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
8	同上	46番	1184	イ	山林		広葉樹	82	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
9	同上	47番	1184	イ	山林		ヒノキ	77	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
10	同上	47番	1184	イ	山林		広葉樹	80	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
11	同上	48番	1184	イ	山林		ヒノキ	77	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
12	同上	48番	1184	イ	山林		広葉樹	80	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	岡崎市上衣文町字下り松	42番	1184	イ	山林	2.05 (2.79)	スギ	65	—	—	—	—	
2	同上	42番	1184	イ	山林		ヒノキ	65	—	—	—	—	—
3	同上	42番	1184	イ	山林		ヒノキ	97	—	—	—	—	—
4	同上	46番	1184	イ	山林		スギ	60	—	—	—	—	—
5	同上	46番	1184	イ	山林		ヒノキ	60	—	—	—	—	—
6	同上	46番	1184	イ	山林		ヒノキ	76	—	—	—	—	—
7	同上	46番	1184	イ	山林		ヒノキ	96	—	—	—	—	—
8	同上	46番	1184	イ	山林		広葉樹	82	—	—	—	—	—
9	同上	47番	1184	イ	山林		ヒノキ	77	—	—	—	—	—
10	同上	47番	1184	イ	山林		広葉樹	80	—	—	—	—	—
11	同上	48番	1184	イ	山林		ヒノキ	77	—	—	—	—	—
12	同上	48番	1184	イ	山林		広葉樹	80	—	—	—	—	—

この計画に同意する。												
権利の設定を受ける市町村 (乙)									住 所 (同上)	岡崎市長 中根 康浩	印	
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)									住 所 (同上)	[REDACTED]		

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	42番	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
同上	46番	1184	イ	
同上	47番	1184	イ	
同上	48番	1184	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	42番	1184	イ	
同上	46番	1184	イ	
同上	47番	1184	イ	
同上	48番	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

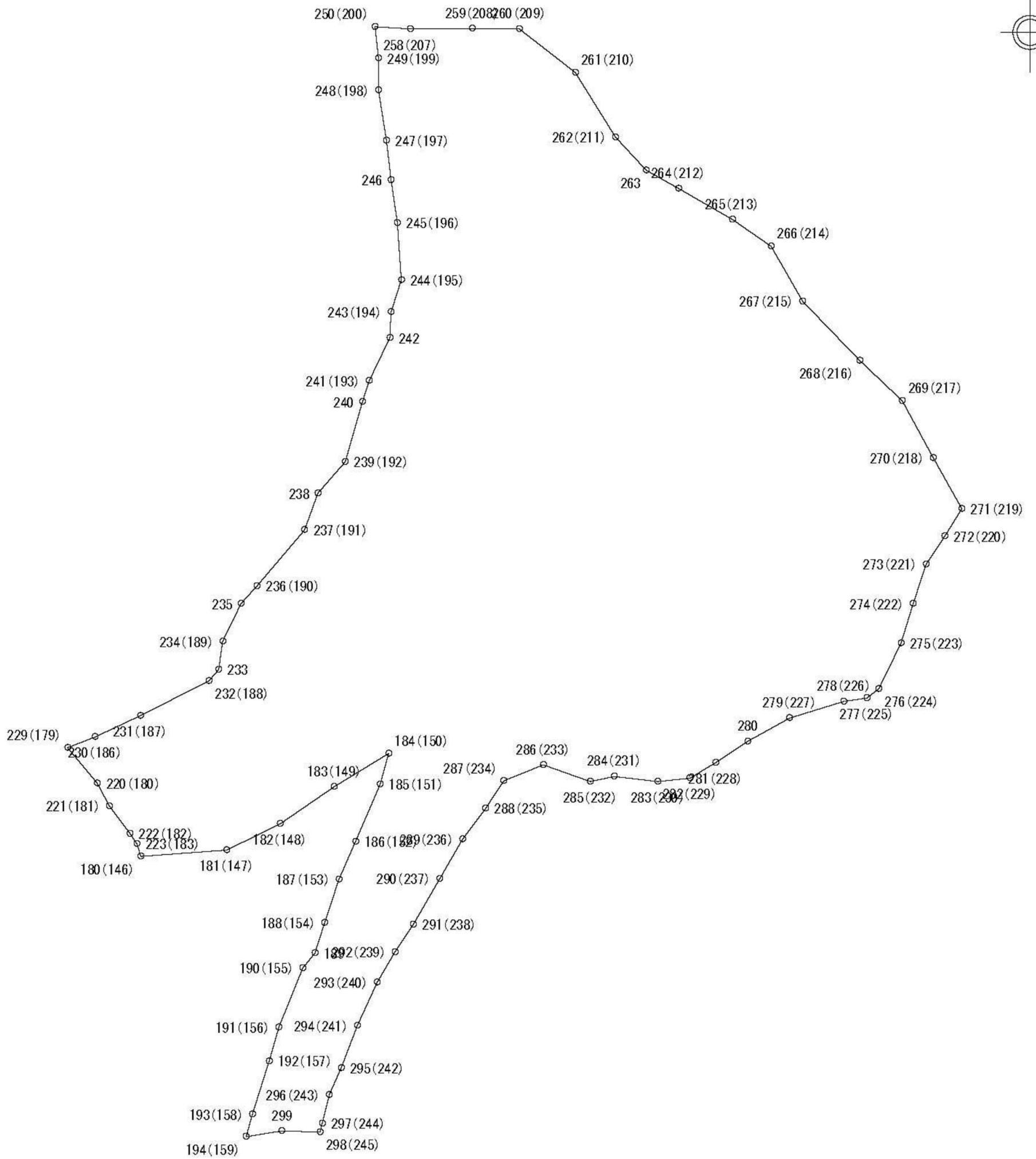
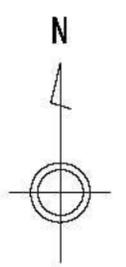
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松42, 46, 47, 48

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集3-33	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称) 岡崎市長 中根 康浩					(所在地) 岡崎市十王町二丁目9番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
1	岡崎市長衣文町字下り松	57番1	1184	イ	山林	0.02 (0.13)	スギ	71	公告した日	15年 (2036.3.31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	岡崎市上衣文町字下り松	57番1	1184	イ	山林	0.02 (0.13)	スギ	71	—	—	—	—	
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 岡崎市長 中根 康浩 印
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	57番1	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	57番1	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

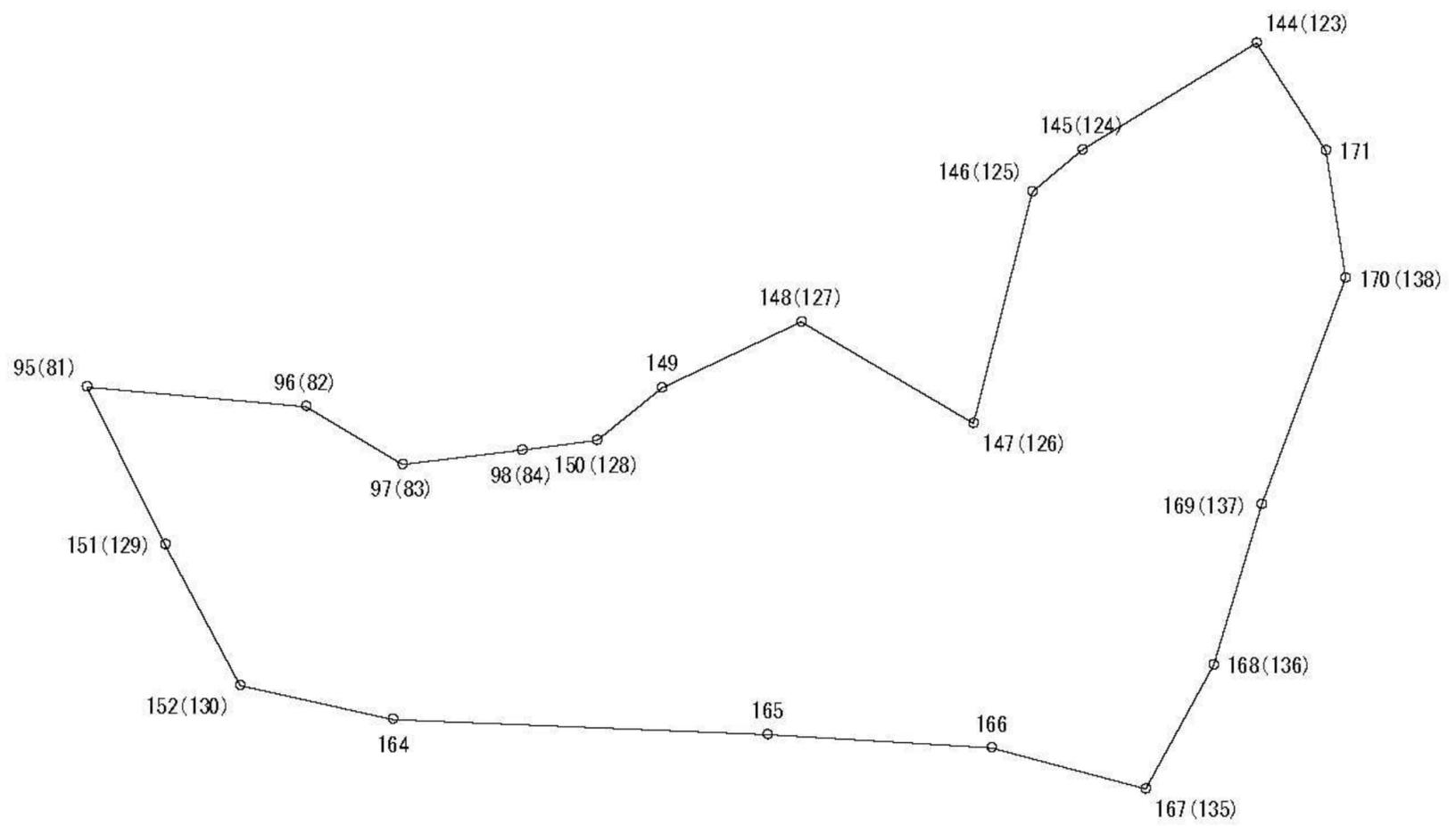
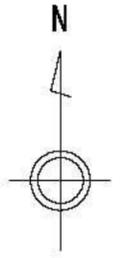
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松57-1

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集3-34	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称) 岡崎市長 中根 康浩					(所在地) 岡崎市十王町二丁目9番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	岡崎市上衣文町字下り松	60番4	1184	イ	山林	0.02 (0.01)	-	-	公告した日	15年 (2036.3.31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	60番4	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	60番4	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

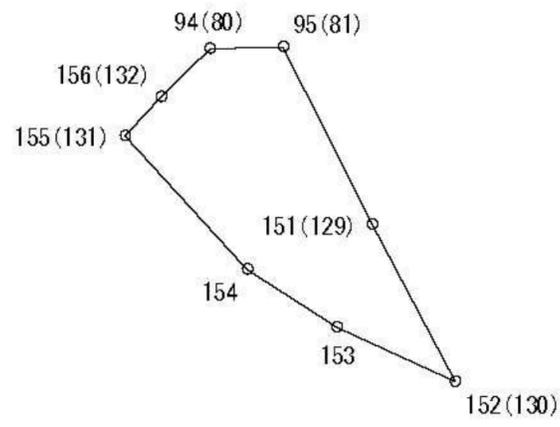
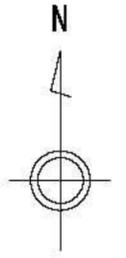
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松60-4

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集3-35	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称) 岡崎市長 中根 康浩				(所在地) 岡崎市十王町二丁目9番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期					
1	岡崎市上衣文町字下り松	71番1	1184	イ	山林	2.31の一部 (2.61のうち0.26)	ヒノキ	91	公告した日	15年 (2036.3.31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	岡崎市上衣文町字下り松	71番1	1184	イ	山林	2.31の一部 (2.61のうち0.26)	ヒノキ	91					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 岡崎市長 中根 康浩 印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画で対象とする森林は、人工林のみとする。当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項（森林保険等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
岡崎市上衣文町字下り松	71番1	1184	イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。他方、経費の実費が上記3により算定された経費の見積額を下回る場合については、その差額は甲に支払うものとする。</p> <p>○ 上記2の収益の額が経営管理実施権の設定を受けるにあたり、乙に提出した収益の見積額を下回る場合において、当該収益額が上記3の見積額及び実費を下回る場合には、その差額を経営管理実施権者が負担するものとし、甲への利益の支払いを免れるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
岡崎市上衣文町字下り松	71番1	1184	イ	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

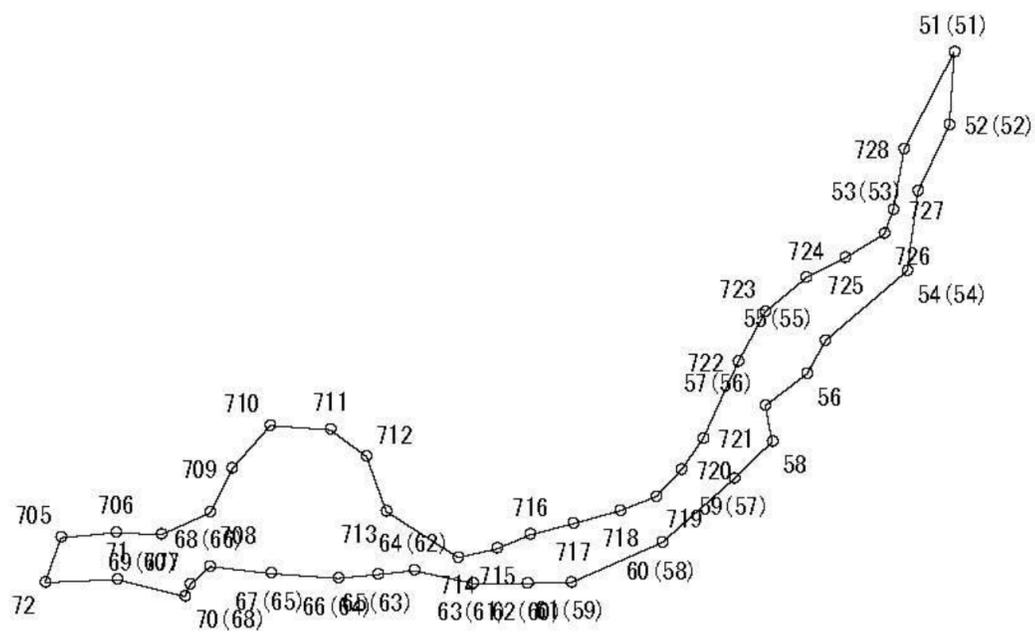
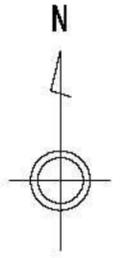
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

測量実測図



※カッコ内の番号が境界杭（赤杭）の番号です。

所在地 上衣文町字下り松71-1